

## 令和3年第4回大衡村議会定例会会議録 第1号

---

令和3年12月1日（水曜日） 午前10時開会

---

### 出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	監 査 委 員	渡邊 保夫
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	金刺 隆司	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	参 事 兼 指 導 主 事	岩渕 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子      書記 片浦 則之      書記 残間 頼

---

### 議事日程（第1号）

令和3年12月1日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

---

---

午前10時00分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、ただいまから令和3年第4回大衡村議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、発言及び答弁はマスク着用のまま、登壇せず自席にてお願いをいたします。

これより諸般の報告を行います。

議長としての報告事項及び監査委員から報告のあった例月出納検査結果についての報告書は、お手元に配付しているとおりであります。

事務組合等に関する報告書については、文書表のとおり議員控室に備えておりますので、縦覧願います。

次に、常任委員会の閉会中の所管事務調査に関わる報告を行います。

各委員長に報告を求めます。佐々木金彌総務民生常任委員長。

総務民生常任委員長（佐々木金彌君） それでは、私から総務民生常任委員会の所管事務の報告を行います。

表紙にありますとおり所管事務の調査4件について行っております。

調査年月日は11月4日でございます。

それでは、別紙によって説明をしたいと思います。

調査事件としましては、現地調査を行いました。それは黒川消防署の大衡出張所でございます。

まず、1番目、新地域交通システムについて、これデマンド方式ですが、現在の登録者等をお聞きしますと116名ということでございます。西部・東部に分けて運行しているダイヤの運行状況等ですね、改善案が出されておりました。ダイヤの変更、利用者の声で改編しております。また、指定目的地、おてんとさんとかですね、利用店を追加していると。それから、乗車の予約について大きく予約の便の変更、時間受付、変えてい

ます。これは住民のニーズに応じて利便性の高い形態に変更になっています。ただ、質疑等でお分かりのとおり、まだ乗車人数が1日平均2.4人と少ないのが現状だということでございます。そしてまた、タクシーと併用しての利用もあるということです。

2番目に、コロナウイルスワクチンについて、これは2回接種している人が4,317人と85%になっております。そしてまた、今話に出ていますが、3回目の接種をしたらどうだということで、これは原則8か月以上経過した者について行われるということでございますのでご理解願いたいと思います。副反応については、1名から障害認定等の請求があったという話ですが、ただこの質疑意見のところに書いてありますが、村への結果の報告等はないので、村当局にお話をいただいてもちょっと難しいというふうにご理解いただきます。

3番目に、黒川消防署の大衡出張所について現地調査を行いました。平成7年に業務を開始しておりますが、最初は化学消防車とか連絡車の9人体制だったんですが、現在は化学消防車ではなく救急車と入れ替わっております。そしてまた、19名の2班体制で執行されているということでございます。また、タンク車も配置になったということもございます。

災害の状況でございますが、令和3年、火災が3件、建物、車両その他ということで、橋の火災ですね。それから、救急出動が214件と、大衡に出動命令がかかったのが343件、黒川ですね、ありますけれども、下記のような状態でございます。今、救急車だけでなく工作車等と合体して出る出動件数が31件もあるというような状態でございます。これは、交通事故等、その他についてのことだと思えます。また、我々話をしている中で、ミニ消防車を見せてもらいました。これは、村のイベント等ですごくPRの効果があるんじゃないかというような質疑もありましたとおりでございます。また、女性消防職員の増加についても質疑がありました。書いてありますとおり、大郷と富谷に2名ずつおりますが、これは女性専用の施設が必要だということで、現在はちょっと無理じゃないかなというお話を伺っております。

その他の所管事務として、それぞれ総務課、今回の定例会の議案、職員採用、こういったものについてお話を伺っております。また、選挙結果等も出ています。このときは、臨時議会等について期末手当等ありましたけれども、法の改正等遅れていますので延ばすということになっています。

次、企画財政課、これは指定管理についての話がありました。5施設についてという

ことです。あと、万葉バス。

住民生活課は、マイナンバーカードの普及状態、そしてこれにつきましても最後に載せていますが一般のコンビニ利用についての説明等も質疑の中でありました。

税務課に関しましては、今回の納税状態とかそういったものでございます。コンビニが20%納付されておる状態です。

健康福祉課、これにつきましても高齢者タクシーの利用券とか、そしてまた包括支援センターですね、これの業務委託について、あるいは児童館の指定管理等についてとかいろいろなことを伺っております。書類に記載のとおりでございます。

大体、この中に書いてありますとおりでございますが、話題の中でもパークゴルフ場の料金の値上げ等を検討すべきだといったような生の声などが出ておることも付け加えておきます。また、大衡城青少年交流館の運営、村が管理ということですね、意見交換等もしております。

以上で報告を終わります。

議長（細川運一君） 石川 敏産業教育常任委員長。

産業教育常任委員長（石川 敏君） 続きまして、産業教育常任委員会の調査結果の報告をいたします。

調査事件につきましては3件でございまして、イノシシ対策について、水道施設の老朽化対策、小中学校GIGAスクールについて、あとその他所管事務でございます。

調査年月日は、令和3年11月8日であります。

調査結果につきましては、次のページからであります。

まず、1番目のイノシシ対策の状況でございます。イノシシの捕獲状況でございます。令和2年度1年間で88頭の捕獲がございまして、今年度令和3年度につきましては10月現在でおおよそ半数の46頭という状況のようであります。

それから、有害鳥獣駆除実施隊の活動の状況でございます。それぞれの項目にわたります。令和2年度の実績と令和3年10月現在の数字を掲載しております。そんなに大きくは変わっておりませんが、実施隊の方々につきましてはこのように年を通していろいろな作業に従事していただいております。手当につきましても同額、あるいは上回るような見込みかもしれません。

それから、3番目の被害防止対策であります。今年度につきましては電気柵、これは以前から電気柵の設置補助金ですけれどもやっておりますが、今年度10月現在で既に

42件の申請がございまして、金額が337万円追加になっております。これは、昨年あたりから2年、3年と増加してございます。やはり、個人個人の皆さんで防止柵を設置しているということで、こういう状況は今後も続くのかなと考えられます。

また、それと並行しまして、進入防止のためのワイヤーメッシュ設置、今年度さらに追加としまして大瓜上、大瓜下地区へ15キロ分の柵が届いております。今、設置作業の最中でございます。なかなか大変な作業のようです。これ、実際現場を見ますと非常に山林とか困難な場所がありますので、設置作業、今後のことも考えると維持管理あるいは新設の場所も考えると、いろいろ検討を要する内容ではないかなと考えられます。

それから、くくりわなの確認方法としまして、無線式のシステムを導入してわなに付けているんですけども、まだ今のところそれでもってイノシシがかかって捕獲になったという実績は上がっていないようですけれども、その辺のこのシステムの使い方、運用については、もう少し皆さんと、わなの設置者の皆さんの作業のこともありますので、どういった方法でどのような管理の仕方でやったらより効果が上がるか、もう少し考える必要があるのではないかなと思われま。

次に、水道施設の老朽化対策であります。今年度、漏水の調査16か所行っておりまして、そのうち10か所で漏水が確認され修繕がなされております。配水管、消火栓とか道路橋梁、あと個人の給水管、そういったことでありまして対応しました結果、後で触れます。

それから、施設の修繕の計画につきましては、今年度からアセットマネジメント作業に、策定に入っておりまして、今後水道施設、配水設備、相当の年数も経過しておりますので老朽化しております。多大な経費もかかってまいります。そういったことで計画的な設備更新を図っていただきたいと思っております。

それから、先ほどの漏水調査の結果、水道の有収率、ここ数年落ちておったんですが、その結果だけかはどうか分かりませんが、前年度から73から改善しているとの状況の報告がございました。今後もこういったことで、適切な設備の更新を図っていただきたいと考えます。

次に、小中学校のG I G Aスクールであります。これにつきましては、小学校に現地調査でお邪魔いたしました。児童生徒全員にタブレット端末が配付されておりまして、それを使った授業が実際に行われておりました。端末の使用ルールにつきましても、クラスごとにきちんと一斉の保管庫をもって保管し、その辺のルールはきちんと対応して

取扱いしているというような説明を受けております。結果、意見としましては、授業の進め方あるいは先生方の指導の仕方、やっぱり今までの授業の進め方と変わっている部分が現実的に見受けられますので、子供たちの理解、授業の進め方、そういった向上にもつながっていくのではないかと感じられました。

それから、その他所管事務につきましては、産業振興課、都市建設課、学校教育課、社会教育課、それぞれの項目にわたっての報告、説明がございました。内容につきましては割愛させていただきます。

以上で報告といたします。

議長（細川運一君） 陳情書については、今回は全て配付のみとさせていただきますのでご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番文屋裕男君、8番高橋浩之君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に議会運営委員会の報告を求めます。佐々木春樹議会運営委員長報告願います。

議会運営委員長（佐々木春樹君） 皆さん、おはようございます。

本日招集されました令和3年第4回大衡村議会定例会の運営に関しまして、去る11月25日に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本定例会に付議されました案件は、村長提出案件が22件であります。内訳は、条例の制定2件、条例の一部改正6件、指定管理者の指定5件、黒川地域行政事務組合の案件2件、令和3年度各種会計補正予算について7会計となっております。

議案審議に先立ち、一般質問を行うこととします。一般質問は7名の議員から11件の

質問が通告されております。

以上の議案審査等でありますので、本定例会の会期につきましては本日から3日までの3日間とすべきと決定したものであります。

以上、議会運営委員会の報告とします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月3日までの3日間とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長報告のとおり本日より12月3日までの3日間と決定をいたしました。

ここで、村長に招集の挨拶及び提案理由の説明を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。挨拶を申し上げます。

本日ここに令和3年第4回大衡村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜りました。誠にありがとうございます。ここに招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

12月、師走に入り、日を増すごとに寒さが厳しくなる季節となり、早いもので今年も残すところ一月を切り、新しい年、とら年を迎えようとしております。とらは十二支の3番目で、ね年に新しい命が種の中で芽生え、うし年で種の中で育つがまだ伸びることができない、そしてとら年は春が来て根や茎が生じて成長する時期、草木が伸び始める状態を表すと言われております。また、動物の虎からも分かるように勇猛果敢である様子や、周りを見渡す力があることから、問題などが明瞭になりやすい意味も含まれております。とら年が本村にとりましてよりよい年となるように、心よりご祈念を申し上げます。次第であります。

さて、今年を振り返りますと、本村はもとよりであります。新型コロナウイルス感染症に振り回された1年であったと感じております。瞬く間に新型コロナウイルスが全世界に蔓延し、現在においても特にヨーロッパを中心に多数の感染者が連日のように発生し、重症者や死亡者も増え続けるなど一向に終息の兆しが見えない状況にあり、世界全体では2億5,946万人を超える感染者が発生し、517万人もの人々が亡くなられております。なお、南アフリカから見つかった変異株オミクロンですね、ヨーロッパで急拡大の傾向にあります。そして日本にも昨日発生した人が現れたということでありまして、今までのデルタ株よりも感染力が強いとされており、日本においても警戒度を最高レベ

ルに引き上げて水際対策を図っているところでもあります。最近においては、日本国内の感染者数もここ1か月間は大分落ち着いてはいるものの、累積感染者は172万人を超え、亡くなられた方も1万8,000人を超えている状況にあります。これから第6波が懸念されている中ではありますが、感染の再拡大を防ぐ観点からも感染防止策のさらなる徹底を図ることが重要となるものであります。

また、同時に経済も回さなくてははいけませんので、感染症対策を取りながら、個人個人の判断とはなりますが、個人消費拡大を図れるようお願いするものであり、全ての人が安心して暮らすことのできる日が訪れることを切に願うのみであります。

なお、新年早々に予定されております村民の皆様を対象とした新年会と、企業を対象とした新春の集いは、感染症拡大を防止する観点から中止と決定しておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

一方、政治面では、菅首相が退任し岸田新政権が発足しており、新政権下において新型コロナウイルスに係る経済対策を柱に55兆円を超える財政支出が19日に閣議決定されております。また、36兆円規模の補正予算も26日に閣議決定されております我々市町村においても18歳以下の子供に給付する子育て応援支援と、地方創生臨時交付金の増額に係る様々な事務が予想されますので、正確かつ迅速に事務を執行するものであります。

次に、日米共同訓練の関係であります。11月11日に訓練内容が防衛省より公表され、オスプレイが帯同した訓練であり、王城寺原演習場も含む北日本の数か所の演習場が訓練場所となっております。期間につきましては、12月4日の土曜日から17日金曜日までの2週間となっております。これまでの米軍の移転訓練のとおり、訓練期間中は全面的に安全面に重視し、職員をはじめ消防団や交通安全指導員、大和警察署などの関係機関のご協力をいただきながらパトロールを重視し、村内においては事件事故もなく無事終了できるように努める次第であります。

以上、ご報告申し上げましたが、本定例会に提案いたしました案件は22件であります。

議案第54号は大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担の条例の制定で、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの公費負担の規定について定めるものであります。

議案第55号は大衡村犯罪被害者等よりそい条例の制定で、犯罪被害者等基本法に基づき大衡村における犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる規定について定めるものであります。



議案第56号は大衡村国民健康保険条例の一部改正で、法律の改正に伴い出産育児一時金の額の改正を行うものであります。

議案第58号は大衡村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、法律の改正に伴い電磁的記録に関する規定の追加などを行うものであります。

議案第59号は大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、法律の改正に伴い電磁的記録に関する規定の追加などを行うものであります。

議案第60号は大衡村都市公園条例の一部改正で、別表の改正でパークゴルフ場の利用料金の改定を行うものであります。

議案第61号は非常備消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正で、村内在勤者の任用、休団制度の導入、退職の規定を明文化、報酬に水災害その他の災害の項目を追加するものであります。

議案第62号は万葉クリエートパーク外1公園、議案第63号は大衡村排水処理施設、議案第64号は大衡児童館、議案第65号は大衡村ふるさと美術館、議案第66号は村民体育施設の各施設の指定管理者として株式会社万葉まちづくりセンターを指定するものであります。

議案第67号は視聴覚教材センターの廃止に伴い黒川地域行政事務組合規約の一部を変更するものであります。

議案第68号は、同じく視聴覚教材センターの廃止に伴い組合で所有している財産の処分を行うものであります。

議案第69号は一般会計予算に1億8,280万6,000円を増額するもので、歳入の主なものは村税、地方交付税、国庫支出金、財産収入、寄附金及び諸収入の増額並びに国有提供施設等所在市町村交付金、分担金及び負担金、県支出金、繰入金及び村債の減額などです。歳出では総務費、衛生費、農林水産業費及び災害復旧費の増額並びに議会費、民生費、商工費、土木費及び教育費の減額などです。

議案第70号は国民健康保険事業勘定特別会計予算に510万1,000円を増額するもので、歳入は国民健康保険税の増額並びに繰入金の減額など、歳出は保険給付費、国民健康保険事業費納付金及び予備費の増額並びに総務費の減額などです。

議案第71号は下水道事業特別会計予算に153万8,000円を増額するもので、歳入は村債の増額並びに分担金及び負担金、繰入金及び諸収入の減額など、歳出は下水道事業費の

増額であります。

議案第72号は介護保険事業勘定特別会計予算に213万2,000円を増額するもので、歳入は保険料及び介護サービス計画収入の増額並びに繰入金の減額など、歳出は保険給付費、地域支援事業費及び予備費の増額並びに総務費の減額などであります。

議案第73号は戸別合併処理浄化槽特別会計予算に184万3,000円を増額するもので、歳入は分担金及び負担金、諸収入及び村債の増額並びに繰入金の減額など、歳出においては合併処理浄化槽事業費の増額であります。

議案第74号は後期高齢者医療特別会計予算に60万7,000円を増額するもので、歳入は後期高齢者医療保険料の増額並びに繰入金の減額、歳出は総務費、広域連合納付金及び予備費の増額であります。

議案第75号は水道事業会計予算の補正で、収益的収入では営業外収益で増額、支出では営業費用及び予備費の増額であります。資本的収入では、開発者負担金の増額、資本的支出では建設改良費の増額であります。

以上、議案22件を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたし、教育委員会所管分の指定管理の関係につきまして、再度皆様方にご説明を申し上げたく、時間のない中での開催とはなりますけれども、どうかご理解を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ雑駁な挨拶ではございましたけれども、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。本日はよろしく願い申し上げます。

---

### 日程第3 一般質問

議長（細川運一君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順1番、佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 皆さん、おはようございます。通告順位1番、佐野英俊であります。通告に従いまして一問一答で2件質問をさせていただきます。

まず、1件目は捕獲イノシシ処理施設の広域整備を、についてであります。

東日本大震災による原発事故以降、福島県の帰還困難区域ではイノシシなどの鳥獣は

野放し状態となり増え続け、地球温暖化による気候変動の影響もあり、イノシシの生息区域も北へ北へと広がり、宮城県内での捕獲数、農作物の被害も増え続け、営農意欲の減退や耕作放棄の増加を招いているといっても過言ではありません。大衡村をはじめ、黒川地域におけるイノシシの捕獲数、農作物などへの被害も増加の傾向にあり、本村でも鳥獣被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策実施隊による計画捕獲が行われ、被害防止の対策としてワイヤーメッシュの侵入防止柵や電気柵の設置に取り組んできております。

捕獲したイノシシの処理は、鳥獣被害対策実施隊の方々による埋設や、解体後または個体のまま大和町吉田の環境管理センターへ搬入し、収集ごみと混ぜて焼却していると承知しています。将来に向け、鳥獣被害対策実施隊による埋設、解体などの作業負担の軽減と、焼却炉への負荷をなくすため、近年県南の自治体が設置したおがくずの常在菌を活用したイノシシなどの鳥獣を分解処理する減容化施設を広域的に整備すべきと考え、次の点を伺います。

1 点目は、近年のイノシシの捕獲と被害の実態について。

2 点目は、捕獲したイノシシの処理の現状について。

3 点目として、鳥獣減容化処理施設の整備を市町村の共同事業として広域的に進める要望、提言を本村から発言する考えはないか伺います。

次に、2 点目の質問は、防災調整池流末河川（奥田川・荒屋敷川・楳田川）の管理は適正か、についてであります。

仙台北部中核テクノポリス開発区として位置づけられ、先端技術産業の集積を目指し、平成9年から宮城県都市開発公社が造成した開発総面積308ヘクタールの第二仙台北部中核工業団地には、集中豪雨などの局地的な出水による洪水調整を目的とした大規模の防災調整池が3か所設置され、調整池流末は奥田川、荒屋敷川そして楳田川の3河川に放流されています。第二工業団地の造成着手から約25年が経過し、また先日30ヘクタールの追加造成について県から発表されていますが、防災調整池流末であるそれぞれの河川は適正に管理されているか伺います。

1 点目は、防災調整池から放流されている河川の現状。

2 点目は、これらの河川を抱える地元の河川愛護作業における声を村はどのように把握しているか。

3 点目として、一級河川として管理する宮城県の事業取組について。

以上、質問いたします。よろしく申し上げます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 佐野英俊議員の質問にお答えしたいと思います。

捕獲イノシシ処理施設の広域整備をということでありますけれども、大衡村におけるイノシシ対策につきましては、平成26年度に被害が確認されて以来、平成27年度に電気柵設置の補助事業をスタートさせ、平成28年度には大衡村有害鳥獣対策実施隊を編成いたしました。さらには、狩猟免許等の取得更新費用の助成や、平成29年、平成30年度には大瓜上下地区へのワイヤーメッシュ柵の設置、また令和2年度には長距離無線捕獲システム、ほかパトというんだそうではありますが、これの導入など、数々の対策を行ってきております。今年度も、大瓜上下地区へワイヤーメッシュ柵の設置について地区の協力をいただきながら実施しているところであります。

その中で、まず1点目のイノシシの捕獲と被害の実態はということのご質問であります。まずイノシシの捕獲の状態につきましては、平成26年度に初めて1頭が捕獲されて以来、翌平成27年度には5頭、その後平成28年度から平成30年度までは20頭台で推移してはりましたが、令和元年度になり86頭と捕獲数が急増し、昨年度、令和2年度では82頭となっております。なお、今年度は10月末現在で44頭となっております、このペースでいくと今年度も80頭程度の捕獲が予想される状況であります。捕獲数の増加につきましては、もちろんイノシシの個体数が増加していることも要因ではありますが、村協議会としてくくりわなの整備や、村鳥獣被害対策実施隊の皆さんの地道なわなの設置や見回り、ノウハウの蓄積による捕獲技術の向上などの効果により、捕獲駆除されるイノシシの頭数が増加しているもので、実施隊の方々の日々の活動に改めて感謝を申し上げる次第であります。

また、イノシシの被害につきましては、西部地区、大瓜上下、松原が最も多いことに変化はありませんが、その他の地域についても被害が発生しており、ほぼ村内の全域で確認されているというところであります。

なお、NOSA I 宮城の調査では、農産物の被害として平成29年度では48万7,000円、平成30年度では51万6,000円、令和元年度ではぼんと跳ね上がって254万6,000円、昨年度、令和2年度で171万6,000円となっておりますが、そのほかにも農地や畦畔の損壊なども発生しております。村といたしましても、引き続き個体数調整、捕獲駆除のほか、侵入防止による対策、メッシュ柵や電気柵の補助をやっておりまして、さらには生息環境整備、誘因物の除去、緩衝帯の整備、草刈りとかですね、そういったことについて、

個人、地域、村、それぞれを挙げての取組をより一層進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の捕獲後の処理の状況はというご質問であります。村内におけるイノシシの捕獲後の処理といたしましては、埋設・焼却・解体、解体は自家消費などにも利用されているところでもありますけれども、この埋設・焼却・解体の3つに大別されるかと思っておりますが、昨年度、令和2年度を例にいたしますと、捕獲頭数82頭のうち埋設が2頭、2.4%、焼却が52頭、63.4%、自家消費も含めた解体が28頭、34.1%となっております。環境管理センターへの搬入による焼却処理が最も多くなっているのが現状であります。

次に、3点目の鳥獣減容化処理施設の広域的整備を大衡村から、本村から発信してはどうかのご質問であります。現状としては捕獲後のイノシシの処分の大半は今2点目で申し上げたとおりでありまして、環境管理センターへの搬入による焼却処分としております。これは、埋設や解体に比べ労力面等において最適の方法と認識して行っているところでもあります。しかしながら、焼却処分は焼却炉への負担が計り知れないのご指摘もありますので、黒川地域行政事務組合等に現状を確認し、まずは実態やその影響の把握をしたいと考えております。また、処分の方法につきましては、ご提案のありました減容化処理施設のほか、専用の焼却炉整備や解体処理施設を整備し、解体後に焼却施設へ搬入する方法等、また冷凍施設を整備し冷凍した個体を破砕機で裁断して焼却炉で焼却するなど、様々な方法や事例があると把握しております。特に減容化処理施設については県内では村田町と丸森町で整備され、実際に運用もされておりますが、最も懸念されている悪臭については私が両町長に直接お聞きいたしましたところ、現在はほとんど発生していないとのことでありましたので、その状況も含め、今後現地視察なども行いたいと考えているところであります。大和町の皆さんが視察に参られた際には、非常な悪臭があったということをお聞きしておりますけれども、そのことも両町長に尋ねましたところ、それは最初のやり方というんですか、処理の仕方に問題があったので、今はそういう悪臭は発生していないということでありました。そういったことで、私もいろいろとそういった情報を集めてきたり、そういった先進事例のところにも行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。なお、黒川地域4市町村では、本年6月に関係課長と担当者が集まり、有害鳥獣処理施設の検討会が開催されました。処理施設の共同設置についての検討を行ったところではありましたが、

捕獲頭数や処理への認識の違い等で検討は進んでおらず、今後の開催も未定であります。

いずれにしましても、黒川地域全体で年間500頭以上のイノシシの捕獲がされており、その処理については地域として看過できない大きな問題であることは紛れもない事実であります。そして課題であると、そのように認識しているところでありますので、広域的な処理について大衡村としても積極的に問題を提起してまいりたいと考える次第であります。

次に、2件目の防災調整池流末河川、奥田川・荒屋敷川・榎田川の3河川がありますが、この管理は適正かとのご質問にお答えいたします。

1点目の防災調整池流末河川の現状はとのご質問であります。第二仙台北部中核工業団地内の雨水については、奥田川・荒屋敷川・榎田川の防災調整池に流入後、流量調整された水量が各河川に放流されているもので、各河川の現状といたしましては長い年月により堆積した土砂がところどころに堆積し、河川の流れを阻害している現状にあります。

2点目の、河川愛護作業における地元の声はとのご質問であります。宮城県が管理する各河川については毎年河川愛護作業において地区住民の皆様のご協力により、河川の除草が行われておりますが、堆積土砂によりできた中州の除草など作業が困難になってきているという声もいただいております。村といたしましては、この現状を県に伝えるべく、7月26日県と合同で現地調査を行っております。

3点目の一級河川の管理者である県の取組はとのご質問であります。宮城県では近年多発する集中豪雨に対応するため、令和2年度補正予算における防災安全交付金、国土強靱化事業を活用し、適切な流下断面の確保に向け5か年計画で事業に着手し、河川の堆積土砂撤去を実施する計画となっており、村内でも村と県との合同調査を踏まえて荒屋敷川及び榎田川の防災調整池はけ口付近の土砂撤去のほか、焼切川の土砂撤去も併せて実施していただくこととなっております。順次、今言った3つの川ですね、それを行っていただくこととなっております。しかしながら、河川の堆積土砂については、そのほかの河川も含めて全域的にわたってあるのが現状であることから、今後も粘り強く適正な管理を要望してまいりたいと考える次第であります。

以上であります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長より発言を求められております。村長。

村長（萩原達雄君） 議会招集の挨拶及び提案理由説明の中において、大変申し訳ございませんでした、議事等の、議案の第57号の説明が抜けておりましたのでご説明を申し上げる次第であります。

議案第57号は村民体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、指定管理者による管理に大衡村屋内運動場と大衡村大森プールと大衡村民プールの3施設を加えるものであります。

本当に、説明が抜けましたこと、心からおわび申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 一般質問を続けます。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 村長から答弁いただきましたが、再質問をさせていただきます。

まず、本村におきますイノシシの捕獲数は、平成30年度まで20頭台に対し令和元年度で86頭、令和2年度が82頭と年々増えているとのことですが、隣、山続きであります大和町の場合はやはり本村と同様に令和元年度が313頭、令和2年度が357頭と増え、今年度は昨年よりは少ないとも聞いております。いずれにいたしましても年々増加傾向にあるのも事実と取ります。被害額は、昨年度で171万6,000円とのことですが、鳥獣による被害額、聞くところでは畑の芋類や野菜、タケノコ、答弁にもありましたが農地等への被害額の把握は難しく、いずれの自治体も共済金が支払われた水稻の被害額を鳥獣による被害額としていると聞いておりますけれども、本村の場合はその辺いかな状況になっているか伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 農災の共済保険ですか、これの支払われた額がそうだと私も理解をするところではありますが、そのほかに農地の損壊についてはさらに高額な修復費用もかかっておりますので、それだけでなく、今お示しした171万円ではなくて、もっともっと多額になるものと私は認識をしておるところであります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） いずれにいたしましても、被害額は年々増加傾向にあるのかなと、村長答弁でもうかがわれるわけであります。

次に、捕獲後の処理ですが、村長答弁にもありましたとおり捕獲したイノシシの処理は実施隊の方々が解体し、または個体のまま焼却炉へ運ぶ焼却処分されている、ほとんどがそのような処理がされているわけでありますけれども、10月中旬にある大瓜上の実施隊員の方を訪ねたとき、運よくといいますか、その日の朝捕獲システムでヒット、捕獲したイノシシをビニールハウスの中でフォークリフトでつり下げ、血抜きをしまして、夕方の解体に向け準備中の状況を見てまいりました。住宅に隣接するハウスの中での解体作業、衛生面や周辺的环境面からもあまり見られた姿ではなく、さらには作業の難儀さというものを改めて感じ、実施隊の方々に頭の下がる思いで見てまいりました。村として、その辺の解体処理等をどのように捉えられているのか、実態は申し上げたとおりですけれども、今後に向けその辺、村としてどのように解体に対する捉え方をしているのか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 当初、平成26年に初めて1頭が捕獲されて次の年は5頭、その当時までは物珍しさもあってか解体処理して食肉といいますか、自己責任においての食肉に供する、そういったことが往々にしてあったわけでありまして、しかしながら、もうそれから20頭、30頭、80頭となりますと、それも持て余す状況になってまいりましたので、やっぱり手っ取り早いということでそのまま黒川行政事務組合の焼却施設に搬入というのが今大部分そうになっているんだと認識をしておりますので、それも、聞くところによりますとやっぱり50キロじゃなくて、もう少し小さくして、1頭であれば2分割くらいにして持ってきていただくといいんだというようなお話も伺っておりますけれども、それにしても2分割するということが自体もどうやってやったらいいのかもまだノウハウ、分かりません。ですから、冷凍して裁断するとか、そういったことがこれからは考えられるのかなと思いますけれども、いずれにしても、焼却については今のところやっていますけれども、新しい焼却炉にしたばかりでありますから、その焼却炉がそういったものを燃やすことによってどのような影響があるのか、これもよく把握できておりませんので、それを心配されている方々も多分いるんだなと思っておりますので、そういったことでいろいろとイノシシについてはなかなか厄介なものだなと思っておるところでありますので、ご理解といたしますか、そういう認識でおります。



以上です。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 本当にこの解体作業、大変であり、村長からも今後に向けて対応が必要という意味合いの答弁いただきましたけれども、現在ジビエ関係、要するに自家消費も放射能、セシウム制限、宮城県、福島とかかかっておりまして、自家消費する自体にも当然問題があるわけでありまして。現在、実施隊の方々が埋設にしても、あるいは解体、内臓関係等は全て焼却に回っているわけですね。個体のまま搬入されている、先ほど件数的な答弁もありましたけれども、個体以外、内臓関係、肉を取った後の分は焼却に回っておるといのが実態かと。確かに、村長答弁にありましたとおり、最適な処理が焼却方法ということも理解できるわけですが、村長からありましたとおり焼却炉、完成して4年ですね、まだ新しい焼却炉ですが、処理能力1炉当たり日量25トンの焼却炉です。仙台市あたり、葛岡あたりの200トン、300トン、これらの焼却炉に個体をそのまま、40キロ、50キロの個体を入れるのと違いまして、やはり40、50の個体物を入れてしまうと、焼却炉内の温度が低下、要するに温度変動が大きくなるといいますか、それが耐火物を傷める、そうすると耐火物の補修に何百万円、何千万円という経費がかかってしまうと。そういう意味合いからも焼却施設への負荷は計り知れないものがあり、今現在のやり方が勧められたものではないのかなという見方もしております。処分方法として、村長答弁の中に専用の焼却炉、あるいは解体処理、冷凍にして裁断する、焼却方法なども考えられるとのことですが、やはり近い将来に向け、捕獲鳥獣を簡単に、容易に処理、処分する減容化施設等が必要ではないかと。実施隊の方々の作業の軽減あるいは焼却施設への負荷をなくす意味でも、減容化施設等が、最適は焼却という理解はできるんですけれども、減容化施設等の必要性を考えますが、村長、再度答弁を求めます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 減容化施設でありますけれども、先ほども冒頭で申し上げましたけれども、大和町の皆さんが視察に行った際に、非常に悪臭が漂って大変だということを見て、大和町の難波地区とかと聞きましたけれども、定かではありませんけれども、その方々が見に行くと、こういうものではとてもうちの地区では受け入れられないというような状況ですね、町長にも報告をしたようでありまして、大和町長もそれはすごい臭いするものだから大和町ではちょっとねというような状況でありました。この間、それを打

ち消すように、私は丸森町長そして村田町長にその現状をつぶさにお聞きいたしました。このお二方の町長は全然臭いしないよと、何か桜の木の匂いするんだとあって、おがくずの関係か何か分かりませんがね。そういうふうに言っていました。それを私がまたさらに持ち帰って、大和町長にもお話をさせていただきました。いずれ、こういった発信を続けることによって、そういったものが、そしてまた我々もそういったものを見学に行って、本当に臭いしないんだなということが実感として分かれば、これはさらに大きな意味で大和町長なりにもっともっと積極的に働きかけて、どうしようかと、こういうようなことをやっぱりやっていく、その覚悟は私はあるところでありますので、どうかご認識をしていただければと思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） 今回質問するに当たり、私も10月半ばにイノシシの捕獲数が多い、イノシシはじめ鳥獣類の捕獲数が多い丸森と村田の施設、捕獲実態と施設を視察してまいりました。いろいろ町から説明を受ける中で、丸森あたりの捕獲数は桁違いなんですね。昨年度の場合で1,894頭で、やはり共済金、水稻被害だけの共済金で260万円。村田町の場合で昨年571頭。やはり、両町とも東日本大震災以降に、平成26、27年あたりから捕獲数が増え出したとのことでした。両町の有害鳥獣減容化施設は、農林省の交付金を得て、交付金を活用した施設整備で、村長も桜の木臭いというお話でしたが、60度くらいに保ったおがくずの中に、極端な話イノシシを投入すると、そのおがくずの常在菌でイノシシが分解され、60キロ程度の個体であれば一度に8頭くらいを1週間で分解処理してしまう、骨だけにしてしまうと。骨の場合も、1か月入れておけばなくなるんですという、そこまで分解する常在菌というものは初めて知った部分もありましたけれども。これらの施設整備、村単独での整備も可能と考えますが、やはり処理していく中で2,000キロ、ですから40キロのイノシシであれば50頭を処理した段階でおがくずの交換が必要になると。これは、畑やらの肥料、土壌改良的な部分もあり肥料として効果があるんだけど、今現在はセシウム、放射能で規制がかかって、農地還元もできない状態にいるゆえに、処理したおがくずを焼却していると。そのようなことを考えましても、焼却炉の近くにそれらの施設を整備することが作業効率を考える場合理想とするのではないかなと感じ取ってまいりました。そういう観点からも、現在のごみ処理事業、3町村共同処理しているわけでありましてけれども、今現在そのような黒川地域行政事務組合としての動きがないのであれば、先ほど村長から力強い、その辺、答弁いただきました

けれども、今後もぜひ大衡から発信する、広域的な施設整備を大衡から発信して、力強く進めていただきたいと申し上げ、村長の意気込み、再度その辺お答えいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 大衡から発信するというのは、もちろん先ほど申し上げましたがやぶさかではございません。それと、やはり佐野議員も黒川行政事務組合の元助役としてその辺については太いパイプをお持ちであります。さらには、大衡村の黒川行政事務組合に選出されている議員さん方が3名おられますので、そういった皆さんの力も借りながら、ぜひ大衡からそういう施設の設置を検討するように大衡村から発信して、これは当然、私はそういう考えで今のところおりますので、ぜひその際にはご協力のほど、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） ぜひ、黒川行政の理事会等へ提言していただきたいと思います。

次に、防災調整池から放流の河川管理についてであります。現況村としても把握しているとの答弁をいただきました。一例を申し上げますと、調整池のすぐ下流であります奥田川、起点となっている場所正直どこなのか、雑木やらヨシが生えまして、河川の標識があるから奥田川の起点はここだという部分、理解、確認できるものの、本当に荒れ放題になっているのが現状であります。榎田川や荒屋敷川は要所要所に中州ができ、答弁にもございましたが、中洲にヨシやカヤが生い茂り、流れも支障を来しているのが実態であります。いずれの河川も県が管理する一級河川でありますので、今後も引き続き村として注意して見ていただき、さらなる県に働きかけ、要望等をやっていただければと思います。

時間の関係で進めますが、河川作業における地元の声、村としても承知しているとのことですが、河川愛護は各行政区ともいろいろな意見が出されているのではないかと取っておりますけれども、特にこれらの防災調整池の下流河川の愛護作業、土砂が堆積し、答弁にありました中州での狩り払い、見た目以上の深みがあり、あるいは山側の寄せ刈りがあり、非常にそういう作業面で難儀する場所など、地元だけの手による対応は難しくなっているようであります。地域によっては、高齢化あるいは男手の少なさといった課題を抱えているのがほとんどではないかなと。村長、その辺、地元の難儀さ、再度答弁を求めたいと思います。どのように取られているか、お願いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まず、奥田川、ちょっと担当より説明をさせますけれども、地域の住民の皆さんから河川愛護作業等々でご尽力いただいている、そしてやっとうじて川として形状を保っているような場所も多々あるわけでありまして。この川だけにもかかわらず、大衡村のあらゆるところの川がそんな状況になっているというのは認識をしているところであります。県としては、県によると、やっぱり県と村と合同現地調査を、焼切川・奥田川・榎田川・荒屋敷川という川を県と村で合同現地調査をいたしました。これは、令和3年7月26日でありました。この今の現状をつぶさに県でも確認をしていただいて、そして江合・鳴瀬・吉田川改修促進期成同盟会等々の要望とかですね、そういったものにも上げているわけでありまして、順次県としてはこの焼切川・奥田川・榎田川・荒屋敷川のしゅんせつ、そういったものに手をつけるというような状況までこぎ着けてまいりました。そのほかの河川につきましても、地道なそういった活動を続けながら県あるいは国に要望を上げて、しゅんせつなりそういったものを進めて整備して、住民の皆さんが本当に一生懸命やっている姿をやはり国県に示して、そして共感をもらって、共感をもらってというのはおかしいですが、そしてそれではやっぱりやってあげなければ駄目だなというような、そんなふうになるように、我々も陳情・要望、そういったものに力を注いだり、いろいろな方策がありますけれども、そうやってやっていきたいと思っています。

以上です。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 河川の起点、ちょっと確認できないような状態ということを上上げたのは奥田川で、雑木が茂り、ヨシ・カヤがぼうぼうで足を入れてもどこが奥田川、要するに防災調整池の流末なのか確認できない状況、ほかはそれなりに水田周りもありますので場所は確認できるんですけども、奥田川は起点となる部分の河川の標識が立っているから確認できるものの荒れ放題ですよという部分、先ほど申し上げたつもりであります。いずれにいたしましても、村長答弁で今年度において県で初めて事業費が予算化され、奥田川・荒屋敷川等々、焼切川を入れて国の防災安全交付金を活用した事業が5か年計画されていると。それが今年度初年度ということで、これから先5年計画しているのかなと理解したところであります。とにかく、いずれの河川も県が管理する一級河川であり、多くの企業等が誘致された第二工業団地、さらには追加造成、冒頭申し上げ

ましたとおり30ヘクタールの追加造成を加えますと338ヘクタールとなる第二工業団地の大規模調整池からの放流河川でありますので、今年度からそのような県の事業が進むことに期待するとともに、どの程度の河川維持管理事業が行われるのか分かり次第、村として把握次第、地元に対してそれらの情報提供をしていただきたいことと、県に対し今年度以降も5年計画あるわけですがけれども、継続的な予算措置について村としても引き続き力を入れた要望をしていただきたいと考えます。地元への情報提供あるいは今後のさらなる要望活動について力を入れていただきたいと申し上げる次第であります。村長、再度答弁願います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） おっしゃることの意味、よくかみしめながら、これからの要望活動なりに生かしてまいりたいと思いますが、先ほどの奥田川の原点等々につきまして、あるいはさらに今度の30町歩相当の開発、それについての詳細については、課長から補足説明をさせますのでよろしく願い申し上げます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、奥田川の起点の部分につきましては、佐野議員も現地を確認いただいて先ほどのご答弁だったと理解しております。ご指摘のとおり、奥田川の起点の部分につきましては、奥田川の防災調整池のはけ口の部分から奥田川の起点という形になりまして、先ほどお話ありましたとおり現地に青で白の標識が立っておるところが起点となっておりますが、現状はもう非常に荒れた状態で、どこがそのはけ口の部分かというのなかなか見えにくい状況になっております。そのような状況の部分につきましては、先ほど村長から答弁ありましたとおり、村の現地調査も踏まえながら県と一緒に現地も確認いただいております。今年度の作業の中に奥田川は入っておりますが、5か年計画の中でその計画をしていただきたいと伝えております。そのような中で、また引き続き作業を、村としても要望していきたいと思っておりますし、また先ほどご意見ありました地元への説明の部分につきましても、現状として入札は今年の方は終わっておりますが、まだ審査中で契約は固まっていないということでございますので、そういう契約確定し次第、地元にも区長を通じて情報提供させていただきたいと考えております。また、30ヘクタールの造成という部分のところ、新聞報道等もされておりますけれども、松の平3丁目のところにつきまして令和7年7月の分譲開始に向けて今年から設計と工事を併せた形で業務が発注されたということで、今後その事業が始まった

場合につきましても防災調整池への土砂の流入等々というのも懸念されて、結果的には河川への土砂の流出というのも懸念されますので、そういった部分も事業者のほうに注意していただくように申し伝えながら、村としてもできることを努めてまいりたいと考えております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 課長から答弁いただきましたけれども、やはりいつ頃からどの程度、そしてやっぱり5か年計画というのが大きいのかなと思いますので、ぜひあまり地元説明会とかそういう形でなく、何がしかのペーパーをもつての情報提供といいますか、そういうやんわりとした中で情報提供していただければと思いますし、村長答弁、課長からもありましたけれども、引き続き村としてもこれらに対する県に対する要望に努めて進めていただきたいという、最後をお願いを申し上げ、質問を終わります。

以上です。

議長（細川運一君） 答弁はいいですね。（不規則発言あり）

通告順2番、佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず1点目、女性消防団組織設置に関して村としての考えを伺うものと、それからポイ捨て禁止条例の設置ということで題はつけております。

まず、消防団ですが、消防団員数、非常に今少なくなっていると言われていますが、全国的に女性消防団の数は増加しているそうです。令和2年4月1日現在で2万7,200人の方、全体の3.3%の女性消防団員が存在し、活躍しているとのこと。女子消防団員を採用する消防団の割合75.1%、4つに3つの消防団では女性の登用も規定しています。大衡村としても女性を駄目というわけではなく、女性も消防団員に入れる状況にはなっていると認識しておりますけれども、その消防団の帰属の仕方ですね、女性消防団員が入った場合に女子消防隊という形で隊を編成している地区、また各分団に所属して一緒に活動している女性消防団、また本部付けで活動している女性消防団員ということがあるそうです。そういった中で、村として今回消防団員の待遇が変わります。今まで、分団ごとに報酬管理、運営などしていたところから、金額も変わりますけれども一番は各自に報酬を支給していくという方式に変わる、こういった今までの流れと変わるタイミングで、この女性消防隊、消防組織、そういったものを設置することによって団員確保、また女性の活動、活躍によって今の消防団員がフォローし切れていないと

ころにも目を向けた活動ができるのではないかと思います。

2番目としては、村全体で防災に取り組むときに、やはり女性の力は必要なのではないかなど。特に、大震災があったときには避難所で多くの方々のボランティアで過ごした日時も多かったわけですが、女性ですと各地区に婦人防火クラブというものが存在しております。ただ、婦人防火クラブも毎戸加入ではありますけれども、班長になったときに活動に参加する、消防団員と一緒に啓蒙活動に加わるということ、またその周期が、例えば10世帯あって2年交代だと20年に1回しか回ってこないということもあり、なかなか防火クラブとしての活動もうまくいっていないということも耳にしておりますので、そういったところでやはり組織が必要なのではないかなど。

3番目に、消防団、かなり人数が減っていて分団運営も大変になっている中で、改正もされ、今後分団の組織そのものの見直し、そういったことも考えていかなきゃないと皆さん思っていると思いますけれども、まずその前に、女性の登用を行って人員確保、そういったところに目を向けていただきたいという質問であります。

2番目の、ポイ捨て禁止条例の設置ということで、最近見えないところというよりも、国道の脇にでもごみが散乱している状況であります。この間、環境美化運動の際、地区でよく「かんこ拾い」というふうにして美化活動をしておりますけれども、そこで集まったごみがトラック2台を超すという地区もあったとお伺いしています。それだけポイ捨てが増えているんだなど。特に、最近道端に落ちているのが缶コーヒーとかの缶じゃなくて、酎ハイの缶だとかビールの空き缶、そういうお酒絡みの物、またコンビニでもゴミ箱を設置しない、また中に設置しているような状況になっておりまして、袋ごと捨ててある。ひどいときというか、同じところに同じようなごみが同じように、拾っても拾っても捨てられるという状況も皆さんどこかで経験していると思います。うちの地区でも、通学路もありますけれども、その脇、草刈りをしていると、ふとビニール袋が出てきたり、弁当のごみが出てきたり、やはり缶がかなり出てくるという状況になっているので、この質問をしております。

そういった状況の中で、まず、環境省で調査を行っているということで、大衡村ではどのように回答しているのか。いわゆるポイ捨て条例ありますかという質問が来ていると思いますので、そのことを聞いております。ポイ捨てに関して、村でどのような認識でいるのか、これは認識というと広いですが、ポイ捨てされているごみが増えているかどうか、その辺もお伺いしたいなと思います。また、ポイ捨てを禁止する取組は

しているのか。また、ポイ捨て禁止条例を設置する考えはないかということで通告しておりますので、よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まずもって、女性消防団員の組織設置に関して村としてどう考えているのかということではありますが、まずその中でですが、消防団員の待遇が変わる今、女性消防団員組織を考えるべきであるということではありますが、議員ご指摘のとおり消防団員の減少につきましては人口減少、少子高齢化、就業形態の多様化、コミュニティ組織の希薄化など様々な要因により、消防団員の確保は一層困難な状況になっております。これは、大衡村だけの問題でもないとは認識しております。本村消防団員も今年の4月1日現在においては前年比4名減の139名で、機能別団員36人も含めて年々減少しております。消防団は、地域住民を中心とした組織であり、地域防災においては公助を補完する共助の要であり、これを衰退させてはならないということは重々認識しております。このことから、来年4月からは出動報酬を引き上げるなど、待遇面の改善にも努めているところであります。消防団を充実、強化しながら、地域の安全を確保するという消防団の役割を果たしていくためには、地域に密着して生活し、地域コミュニティの結びつきの一翼を担っている女性の存在も大変重要な要素の一つになるものと改めて認識するものであります。消防団には、火災災害など実際の現場対応のほか、火災予防の普及啓発など様々な広報活動があり、女性消防団員が活動できる場面も多々あるものと考えられますので、その役割や女性消防団員の確保につきまして、近隣市町の状況も踏まえ、意向調査や幹部会での意見を聞きながら改めて検討したいと考えております。

次に、2点目の村全体で防災に取り組むとき、女性の力が必要になるのではないかとのご質問であります。災害時においては女性ならではの即時対応力や、要配慮者に対する支援活動など、非常に重要になってくるものと考えられます。避難所における女性や子供、高齢者への対応や、独り暮らし高齢者宅への訪問など、住民に寄り添った活動ができるほか、防災教育や応急手当の普及活動など、より女性が活躍できる場面は数多く考えられます。女性の視点や立場での活動も踏まえた上で、今後の防災の取り組み方、女性消防団員の必要性や在り方について改めて検討したいと考えております。

次に、3点目の団員減少に対して村で取り組んでいることはとのご質問であります。待遇面の改善も含め、6月定例会においても石川 敏議員の一般質問でも触れましたが、これまで同様広報紙や、ここで注釈をつけます、来年1月号の広報紙に消防団の特集を



掲載する予定になっておりますのでご認識いただければと思います。その広報紙や、ホームページでの消防団のPR活動を継続しつつ、ツイッターなどやSNSも積極的に活用していきながら、地域防災の要として消防団の重要性、必要性の周知にあらゆる媒体を活用し情報発信に努めるほか、各行政区や分団、消防団協力事業所などにも協力を求めながら密に連携を図り、さらなる勧誘の強化に努めるものであります。と、いつでもすぐに隊員の増加に直結するかどうか、まだ不透明な面がいくつかありますけれども、とにかくそういった勧誘の強化に努めるということの決意であります。

次に、2件目のポイ捨て禁止条例設置についての一般質問にお答えします。

1点目の、環境省から調査に関するご質問ですが、令和元年8月に宮城県循環型社会推進課から環境省の依頼によりポイ捨てを規制することを目的とした条例等の制定状況及び名称や罰則規定の有無等について照会があり、条例は制定済みとしております、本村は。条例の名称については、大衡村環境美化の促進に関する条例で、罰則規定はありませんと回答しております。

次に、2点目のごみのポイ捨てに関して村ではどのような認識でいるのかのご質問ですが、ごみのポイ捨てや不法投棄は人の目のないところでルールを守らずにごみを廃棄する行為であり、どこの市町村でも対応に苦慮しております。ごみのポイ捨てや不法投棄が後を絶たない状況は、非常に残念なことであり、難しい課題の一つであると認識しているところであります。

次に、3点目のポイ捨てを防止する取組はしているのかのご質問であります。地域からの要請に応じてポイ捨て禁止や不法投棄禁止等の看板の設置や、不法投棄監視員4名によるパトロール、ごみ散乱地区における委託による清掃作業、不法投棄監視用カメラの設置、荒れ地所有者への除草等の依頼などを行っております。その他、担当職員のパトロールや、地域からの不法投棄等の通報により、被害拡大を防ぐことを目的として、不法投棄ごみや散乱ごみの回収を実施しております。また、地域の皆様や事業所においても積極的に村内の清掃活動等に取り組んでいただいております。住民や事業所による清掃活動はごみの散乱を防止し、ポイ捨てごみを抑止する効果があり、村内の環境美化を保つ上でも大きな役割を果たしており、継続的な活動に感謝を申し上げます。

次に、4点目のポイ捨て禁止条例を設置する考えはあるかのご質問であります。昭和62年に制定した大衡村環境美化の促進に関する条例を平成17年に見直し、条例の全

部を改正しております。条例中には、他の自治体で制定されているポイ捨て禁止条例と同等の内容を規定しているため、改めてポイ捨て禁止条例を制定することは今のところ考えておりませんが、条例の目的や条例に定める村民、事業者、土地所有者の責務などの周知広報を進め、住民や事業所等との協働により環境美化の促進を図ってまいりたいと考える次第であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時05分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 消防団のご答弁、かなり前向きに捉えているなという印象ではありますが、近隣市町の状況も踏まえということですが、大和町、富谷市は既に存在していますよね。消防署でも女性消防職員を登用し始めて、大衡にはまだ女性を受け入れる施設がないということでもまだですけども、大和の本署のほうも今度建て替えではそういった女性の登用というのが始まってくると思います。ですので、今回のこの消防の改正に伴って女性組織をとということで求めているものです。意向調査とか幹部会で意見を聞きながらということですが、意向調査というのはどのように行うお考えなんですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 女性消防団員の募集といたしますか、そういったものをいろいろ考えた場合に、果たして大衡村の女性の皆さんが、どの程度の人数の方々が女性消防団制度を設けた場合に私も入ってやってみたいという方々がおられるかどうか、まずもってそこから意向調査といたしますか、皆さんのご意見等々を拝聴しながらですね。理想的なことを申し上げて、消防団創設をしたいといっても、実際にその消防団に入っても私いいですよという人が果たして何人くらいおられるのか、そういったことをやっぱり調査しないと、女性消防団の制度をつくりました、皆さん入ってくださいでは、ちょっと、非常に、あるいは強制的にあなたは消防団に入ってくださいとか、そういったこともできな

いと思うんですね。ですから、まずもって、女性消防団を創設するに当たっての前段として意向調査をして、どの程度の女性の皆さんが関心を持っておられるのか。女性のみならず、男性の方々の理解ももちろん必要だと思いますから、そういったことの意向調査というんですか、そういったものはして、その後にもう一步踏み出していくというのがプロセスとしてはいいのではないかと考えているところであります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） 村内にそういう方がおられるかという調査をしていくということでは、ろしいのかなと思うんですけれども。女性消防団の、総務省のホームページ等を見ると、18歳以上の学生も含んで組織に入っている、当然学生ですので卒業したら辞めるかもしれませんが、その中で地域に貢献するとか、消防活動に携わるといのは非常に大きな意味があるのかなと思いますし、質問の最初の方に婦人防火クラブ毎戸加入で入っているかと思はれますけれども、そういった方々の中で、やはりリーダーシップを取れるような人を育てる意味もあるのかなと思いますので、ぜひその意向調査を進めて、希望者が結構いるようであれば、もしくは、いるようであればというよりも、こういった活動をしている女性消防団員結構たくさんいるんですってということも同時にPRしながらですね、意向調査していただければ、希望者も募れるのかなと。やはり、絶対的に人が少なくなっているんだと思うんですね。地区に消防団に入ってやっていただきたいという男性、女性かかわらずですね、活動できる方が少なくなっているのかなと。それは、地域的にも格差が出始めているんじゃないかなというのは感じているわけですので、その組織改編も視野に入れながら幹部会でもそういった話がこれから始まるんだろうというような中で、まず、組織を減らす前に人を増やしていくというところで、こういったところに力を注いでいただきたいと思いますが、その辺でもう一度お願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） さっき申し上げたとおりに尽きるわけでありましてけれども、やっぱり消防団への加入促進については、これはちょっと新聞なんですけれども、大崎タイムスだと思います、消防団への加入促進ということでアドバイザーの加藤氏が講演したという記事が載っております。その中で、このアドバイザーさんは加藤さんという人なんですけれども、これはセイケイ大経済学部の方で非常勤講師の方でありまして、みよし市消防団東海学園大学機能別分団を発足させた人なんですよね。この方が、防災の、大学の講師でありますから専門家的な立場になられている方でありまして、この方が講演したということ

でありまして、その内容は、その中で消防団というのは、この方が申し述べておられていることは、消防団は共助でも公助でもない自助の一つであるということをお述べられておるようです、この記事を見ればですね。そして、自助の一つだと。公助でも共助でもなくて自助の一つであるよと説いています。そして、自分が消防団員となることで、仲間を守ることがひいては自分や家族の命や財産を守ることにつながるという、情けは人のためならずの考え方の大切さを伝えたということが載っておりますけれども。また、団員を増やすことは部外者を入れることにつながってきて、その部外者を迎え入れて、和気あいあいとした雰囲気づくりの地域づくりにもなるんだと。そして、消防団が元気になればまちも元気になるということをお述べられておられまして、消防団活動は人材としてのスキルの訓練にもなるし、やっておいて損はないと、こういったことをおっしゃって、大崎地区支部講演会ですね、県の消防協会の大崎地区支部講演会の中で述べられているところでありまして、まさしくそういった意味ではこの方のおっしゃっていることがもちろんもっともだだと思います。そういったことで、わが大衡村にしても、やはり一昔前は消防団に加入していない若者は何となく、消防団に入ってこそ一人前みたいなふうに見られる風潮があったんですね、一昔前ですよ。そういったことがありました。今は生活様式やら、いろいろなものの多様化によって、やはり年々減少してきたということでもありますから。消防団の団員確保、これはもちろん人口規模にもよりますけれども、大衡村の。それから、女性消防団という一くりにしますけれども、大衡村の消防団の募集の要項といいますか要領というんですか、これに女性も入る気があれば入れる組織になっているんですよね、今でも。で、ありますから、まずもってさっき私が前段で申し上げたように、意向調査としてアンケートなりなんなりで消防団に女性の組織を編成するに当たって皆さんどうでしょうかみたいなアンケートなり、そういったものを調査、アンケートのみならずの調査、そういったものをして、そしてしかるべき人数といいますか希望者の、そういった人が一定数いれば、そういった団の結成といいますか、そういったものにもつなげていけたらいいのかなと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 村長おっしゃるとおり、新聞記事ですか、先ほど私も見せていただきましたけれども、議会で竜王町に視察に行ったことがありますけれども、随分前ですが、その地区ですね、まず青年団に入って、青年団を辞めたら消防団に入って、消防団から自治会の会長なり議員なり老人会なりの会長という、何かそういう流れができてい

んですよという話がありました。多分、村長もそのことは頭にあるかと思うんですけども。やはり、人を育てるにも消防団は結構役に立っているんじゃないかなと思うんです。特に、今現在分館長なり区長、議会にも消防団経験者、団員おりますけれども、やはりそういった中で地域で活動する、地域のそういったつながりの中でリーダーシップを取っていくような人たちが増えるんじゃないかなというところでも、違う意味で共助とかそういうことではなくて、やはり人材を育てる一つの組織だということも踏まえながら、消防団の人員確保に努めていただきたいと思います。

ポイ捨て条例の設置のほうに移りますけれども、前回の環境村民総ぐるみの清掃活動ですね、そのときの回収されたごみの量、どのように把握しているかお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 清掃活動の中で回収されたごみは、地域によっても若干違うんだろうと思いますけれども、総じて多くなっているのかなと思います。実際の数量等々につきましては、担当より説明をさせていただきます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 先日行われた11月7日の清掃活動の際に回収されたごみでございますが、まず不燃ごみに関しましては村内の合計になります。240キロで、缶に関しましては200キロほど回収しております。可燃ごみも回収はされているんですけども、可燃ごみに関してはパッカー車が満タンになるほどの回収ではないので、それだけ持って行ってキロを量るのはちょっと仕事上、次の日の回収もございますので、次の月曜日の回収と一緒に計量しているような状態でございますので、可燃ごみに関してはちょっと数量は実数は把握しておりません。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 多分、担当課が違うのかなと思うんですけども、私のところにその結果表を頂いているんですね。どのくらいの量になっているか。これ、頂いています。社会教育課で取りまとめているようなので。可燃ごみ相当増えているようです。（不規則発言あり）質問の中で、今まで捨てられていないところ、いわゆる公道というんですか、国道なり通学路、そういったところにも捨ててあって、歩くところを草刈りなどしてもそこに缶などすごく落ちている。うちの地元のほうでも、普通に歩くところを拾って歩いただけでもやはり相当量の缶、特に耐ハイの缶ですね、最近本当に耐ハイの缶が多いんです。コンビニというわけではないですけども、弁当なりそういう袋に入った

ごみ、そのまま捨ててある、同じようなところに同じようなごみが捨ててあるという現状があります。それを拾って警察に持っていったことがあります。警察では、私を担当した警察官は、現行犯でないとなかなか何ともできないんです。ただ、このごみから誰のごみなのかは分かるので調査して注意はしますというような回答は得ていますけれども。片や、別な方に聞くと30万円くらいの罰金を取られたという話も聞いているんですけども。そのためにも、ごみのポイ捨て条例というものが大衡村には存在して、大衡村の環境美化の条例にも命令に従わない者は5万円以下の罰金とかそういった罰則規定も設けられているようですけども、なかなか大衡村環境美化の促進に関する条例というとぴんどこないのかなというところで、ごみ捨て、ポイ捨ての条例があるよと、罰則があるんだよということをPRしていかないとごみは減らないのかなと思います。村長の答弁の中に、この条例に沿って監視カメラとか看板を立てるという答弁がありましたけれども、今現在、村でこういった看板、どのくらい設置されているものなんですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） まず、一斉美化活動の燃えるごみの量についてちょっとご説明させていただきますが、多分議員が持っていらっしゃる紙と同じ物を私も持っているんですけども、こちら11月7日日曜日に清掃活動をしていただいて、7日中に通常の生活ごみを回収していただいている大衡環境衛生組合が回収しております。ただ、7日日曜日は環境管理センターがやっておりませんので、次の日の月曜日に環境管理センターに持っていくんですが、その月曜日は大瓜上下、あとは衡中、衡中東、衡中北の地区の回収がございまして、そちらの生活ごみも一部入っている状態での可燃ごみの測量となっているという状態でございます。

あと、看板なんですけれども、古い、例えば平成一桁とかすごい古いのはちょっと把握しておらないんですが、書類が残っている中で平成22年からの分を当課で把握しております、平成22年から村内で79枚ほどポイ捨てないし不法投棄の禁止等々の看板を設置している状況でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） そんなに設置している割に、ああ、あそこにあるなってぴんどこないんですね。大瓜あたりにあったかなとか、大森にあったかなという感じですけども、七十何個も、そういった状況がよく分からない。そして、私、最近増えているところでよく言われるのが、やはり看板立てたりできないんですかって聞かれます。では、そう

いった看板を立てたいんだっていった場合に、どのような手順を踏んで、どういった形で設置していただけるのかお伺いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） すみません、失礼しました。先ほどの看板設置数について訂正させていただきます。49枚でございます。

看板の設置でございますが、やはり、村の土地であれば、当然村の村道の脇であって村の土地であれば村で設置は可能なんです、私有地等々になりますと土地所有者のご了解を得た上での設置となるかと思えます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） では、簡単な話ですね、私の家の近くにも耐ハイの缶がよく投げられるんです。日曜日ごとに10個くらいずつ拾っているんですけども。じゃあ、うちの土地にポイ捨て禁止ですよ、犯罪ですよっていう看板上げてくださって頼むところは住民生活課でよろしいんでしょうか。そして、どういった手はずをすると設置していただけるんでしょうか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 私有地への設置でございますが、当然私有地であっても道路に面した私有地に限られるとは思いますが、住民生活課に取りあえずご相談を通常はいただいた上で、現地を確認させていただいて、所有者あと地域役員の方とご相談した上で設置が可能であれば対応はできるかと思えます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 聞き方が悪いかと思うんですけども、ごみ捨てられて困っている方がいます。誰にどのようにお話しすると、先ほど言ったように看板の設置とかというふうに進んでいくのか、分かりやすく説明していただければいいかなと。これ、逆に住民から聞かれたときに、こういうふうに言ってもらおうとつくんだよと言いたいですよね。そういうふうにできるようになっているのであれば。そうすれば、ポイ捨てされている箇所が減るんじゃないかなと。やっぱり、抑止力になるんじゃないかなと思うんです。それをするために、執行部というか、こういうことができるので皆さん協力してください、ごみをなくしましょう、環境美化に努めていきましょうということを言っていけると思うんですよ。そういうことを聞きたいんです。お願いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 住民生活課の衛生係にご相談いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） 難しく言わなくてもいいので、役場に来れば対応します、だから皆さん一緒に環境美化に努めていきましょうねという呼びかけをぜひしていただきたいと思います。

ポイ捨て禁止条例設置とうたっていますけれども、村としてはあるんだという認識ですし、実際ありますよね。実際あるんですけれども、やはりネーミングで大分違うんだろうと、環境美化というのとポイ捨て禁止だって言われるのはちょっと違うと思うんですけれども、村としてはポイ捨て禁止条例あるんですよ、だからみんなでそういうものをなくしていきましょうということに進んでいけるような取組をしていただきたいと思いますがいかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 全くそのとおりでございます。ポイ捨て条例ですけれども、私の記憶によると、ここに平成17年にどうのこうのとなっていましたけれども、たしかたばこの吸い殻のポイ捨て、これについて、私の記憶ですから間違ったらごめんなさい、たしか当時の文屋裕男議員がそれを質問したような気がして、その後たばこのポイ捨て禁止、それが実行されたという、何か私の記憶ですからね、定かではないんですけれども、そういう思いはしています。ですから、文屋さんいますけれども、何かそういうことで、実効性が伴わないような、これまではあったんですね、確かに罰金もありますよと、罰金5万円ですから、科料じゃないんです罰金ですから刑罰ですよ、ということが設けられていますけれども、ほとんどの、どこでも多分あるんだろうと思いますけれども、罰金制度ね、ただどこにおいてもその5万円の罰金を徴収したという実例があまり聞いたことないですよ。実効性が伴わないといえば伴わないんですけれども、ただ、それによって抑止効果が強力に発揮されるのだろうということについては私は否定するものでもないし、当然そうだなと思っておりますので、やはりこれはモラルの問題でありますから、住民の皆さんの意識高揚のための啓蒙、そういったものを当然していかなければならないし、ただ、住民の皆さんだけがポイ捨てするんじゃないで、こんなこと言うとおかしくなりますけれども、他市町から来られた方が道端にぼんとやっていく可能性もこれまた否定できないということでもあります。いずれにしても、人間としてやっぱりそういうことをしないような教育は、基礎教育的なことは受けておるわけですから、誰



でも悪いなと思いながらやっているんだと思います。モラルの向上、そしてやっぱりそういう規範意識の高揚を、待つというのではないですけどもみんなですべて持っていけたらいいのかなと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） 村長の記憶、正しいようです。文屋先輩からいろいろお伺いしております。当時は、そういったことで設置、今、このコロナ禍で飲食店になかなか行けなくて、悪い言い方すると車の中で飲んで家に帰る前にその缶を捨てていく、その捨てていく通り道に我が地区が入っているんだなと思っています。そのこと、警察に、私拾ったごみを持っていったことがあるんですけども、警察でもなかなか取り締まれない、現行犯でないとなんともできない。やはり、防犯カメラなりなんなりつけてもらわないと取り締まれないということをおっしゃったので、お巡りさん、お巡りなんだから回ってけらいんという話もしてきたところで、最近ちょっと減ったような気もするんですけども、また時が過ぎれば増えるんだろうと思いますので、こういった条例もあるし、今の状況も変わっているということで、先ほど課長が言ったとおり、ここにごみが多いんだという話があれば課に行って相談してくれと、立派な看板立つからと言いますので、ぜひご対応よろしくをお願いします。

議長（細川運一君） 答弁は。（不規則発言あり）最後に、総括的な意味で村長。

村長（萩原達雄君） ごみの不法投棄、これにつきましては本当に本村のみならず他市町においても同じようなことが言えるんだと思いますけれども、本当に、具体的に言うと酎ハイの空き缶とか、やっぱりそれを持って自宅まで帰っていくと都合悪い人がいるんでしょうね、多分ね、ですから捨てていくんだろうと思います。やっぱり、それはモラルの問題ですよ、何も、例えば捨てるにしても買った店にごみ箱あれば、例えばコンビニでもありましたよね、仙台のセブンで買ったって大衡のセブンもあるからそこさ置いていくとかね、そういった何かしていけばいいんでしょうけれども、やっぱりそうもいかないということでもあります。本当にモラルの問題、これはモラルの問題でありますから、そういったことを住民みんなが共有して、その意識を、そして少しでも大衡村からごみを、大衡村の環境にごみがないようなそんなきれいな村、それを目指したいと思っておりますので、どうかご理解をいただきたいなと思っております。

議長（細川運一君） 通告順3番、石川 敏君。

3 番（石川 敏君） 3 番、石川 敏であります。私は村の公共施設、それらの指定管理、委

託の考え方について一般質問をいたします。

村では、現在、万葉クリエートパークそのほか様々な公の施設の管理権限を指定管理者であります株式会社万葉まちづくりセンターに委任をしております。今年度の令和3年度末でその契約期間が満了を迎えることになっています。来年の令和4年度からの指定管理の更新につきましては、さきの11月15日に議会全員協議会において執行部から概要の説明がございました。その中でも、各議員から様々な質疑も出されております。その中で、執行部からの説明につきましてはなかなか理解しにくいという内容も多々ございました。そういうことで、指定管理に係る考え方、方針について改めて一般質問をいたします。

初めに、指定管理者の募集につきましては、村のホームページで募集の広告を掲載して、指定管理者の選定を進め、既に株式会社万葉まちづくりセンターに優先交渉権者として選定がなされている状況でございます。ここに至るまでの公募や申請の受付、選定の基準、それから選定委員会、そういった具体的な手続はどのように進められたものか、その詳細についてまず伺います。

次に、施設ごとでありますけれども、村民体育施設、これにつきましては現在西部球場と多目的運動広場、この2か所を指定管理としております。これに今回屋内運動場、それから村民プール、大森プールを新たに追加しようという計画でございます。さらに、美術館におきましては企画展などの業務、そういった業務一切を指定管理に委任するというような内容にもなっております。

そして、指定管理料、委託料の積算であります。これにつきましても体育施設、美術館につきましては大幅に増額を見込んでおります。大衡城青少年交流館、今回指定管理から除外するという考えのようですけれども、それを差し引きましても大きく指定管理料が増額となっております。いろいろ施設を追加、あるいは業務内容を変更する理由というのはどういったところにあるものか、具体的に改めて伺います。

次に、そのほかの施設の更新につきましては、万葉クリエートパーク、大衡児童館、排水処理場、そういったものはそんなに大きな変更はないようであります。各施設とも、指定管理に移行したのは平成19年からであります。クリエートパークは1年前の18年からスタートしておりますが、平成19年度から指定管理に入りまして15年経過しております。この間、指定管理による制度が定着をしておりますけれども、利用者の方々から見て実際の住民サービスあるいは施設利用に当たっての利便性、そういったものは指定管

理によってどのように向上された部分があるのか、効果のほどはどうか、その辺の検証はなされているものかどうか。また、各施設の利用状況、利用人数、料金、そういったものは今後どのように推移していく、どのように想定しているでしょうか。施設の維持管理、耐用年数もあると思います。相当古い施設もございますので、そういった施設の維持管理面での問題点は今後ないのかどうか、どのように考えているのか、その点も伺います。

最後に、村の公の施設、管理運営の責任者は設置者の村長であります。各施設、これから指定管理施設以外でもたくさんの施設がございます。いろいろ大規模修繕なりなんなり費用がかかってくるということが予想されます。予算も多分多額の予算がかかってくるでしょう。そうした場合、公共施設の維持管理、管理運営、村長としてどのような考えでこれから対処していくものか、その基本的な考え方を伺うものであります。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 指定管理に係る質問でもありますけれども、多岐にわたっての質問ということで、ちょっとなかなかスムーズに答弁できるかできないかにつきましては、ある程度ご容赦をいただければと思うところであります。

まずもって、公共施設の指定管理委託の方針を問うとの一般質問であります。その1点目の指定管理者の選定手続の進め方は適切かという質問にお答えします。今回の指定管理者の指定につきましては、村ホームページにより公募をすることとし、9月17日から公募に関わる事前告知を行った上で、半月ほど事前告知を行った上で、10月1日から11月1日までの1か月間の期間において募集を行いました。この間、各施設においては現地説明会を行うなど、多くの法人や団体に申請していただけるよう丁寧な説明を行ってきたところでもあります。

候補者の選定につきましては、大衡村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定により、指定管理者選定委員会を設置しまして、7名の委員により公正かつ適正に選定を行ったところであります。

選定方法としましては、第1次と第2次の2段階による審査をしております。第1次審査では申請書類による資格確認を行っております。また、第2次審査につきましては、1者のみの申請の場合には書面による審査とし、複数の申請があった施設についてはヒアリングを行った上で審査をいたしました。いずれの場合においても、審査方法につきましては指定管理者選定基準評価表により、各委員において点数づけを行い、公平

で適正な審査の下、指定管理者の候補者を選定しております。なお、選定委員会の委員長であります早坂副村長においては、申請者である株式会社万葉まちづくりセンターの代表取締役という立場から、第1次審査及び第2次審査には加わっておりませんことを申し伝えたいと思います。

2点目の、体育施設や美術館において対象施設や業務内容を変更する理由は何だということですが、屋内運動場の施設の追加につきましては平日の夜間と土曜、日曜、そして祝日の利用が多く、職員の対応が難しい時間帯に利用されることが多いため、事故や破損等の対応に迅速に対応ができませんでしたので、指定管理にすることで安心安全な施設の利用と、住民へのサービスが望めますので、施設を追加したものであります。

村民プールと大森プールの施設の追加につきましては、夏季の開放期間中はプールの監視員が監視業務と清掃業務を行っております。ここで問題点は、広報等で専門学校や大学生以上から監視員の募集を行っておりますけれども、応募があったとしても年齢層が高い方が多く、監視員の確保が困難であります。年齢が高いといっても、いろいろありますけれども、高齢者なんか監視員に応募される、そういったこともありまして、やっぱり安全上なかなか大変であるということがあります。そして、監視員の確保が困難であります。また、監視員が休みのときは、監視員も人間ですから休みのときもございますので、そのときに職員が監視員として対応することなどの課題もありました。そこで、この施設を指定管理することで、適した人材確保が指定管理者の下に可能になること、また救急救命の講習会も指定管理者が行うことで開放時に係る職員の負担軽減やプール開放を行う行程がスムーズになることが考えられます。これがプールであります。

それから、美術館の業務内容の変更につきましては、現在の運営及び維持管理に関する業務は最小限のものと判断しています。今回の業務内容の追加ですが、令和3年度まで村直営で行っていた事業を指定管理に追加するものであります。したがって、村直営での経費も指定管理に算定をさせていただいたということでもあります。その1つは、常設展示替えですが、既に指定管理されている管理業務の中に展示作品の確認や収蔵庫の保管作品の管理が含まれておりますので、この作業の延長上の業務と位置づけ業務を追加したものです。2つ目は、公共施設等作品展示替えですが、令和2年度から福祉センター並びに平林会館の菅野 廉作品の展示替えの業務を行っております。この業務につきましても常設展示作品展示替え業務と同様の理由により追加したものです。企画展がありますが、作家の企画展7回と、作家を招かない企画展として開館当初から開催して

いる絵画コンクール展と、平成30年度からスマホ100景展があります。作家の企画展7回につきましては、現在令和4年度の展示調整を庄子館長が行っておりますので、指定管理者と協議しながら日程調整等を行いたいと考えております。

次に、村での直営管理経費と指定管理経費との比較検討はとのご質問であります、室内運動場と村民プール、大森プール、美術館の展示替えと企画展の指定管理の経費につきましては、令和3年度の村直営での予算をそのまま指定管理の経費として計上したところであります。屋内運動場の年間指定管理料149万6,500円につきましては、人件費で年間20万111円の計上となっておりますが、これまで担当していた社会教育課職員の人件費の業務割合を15%として139万7,956円になりますので、差引き119万7,845円分の経費が抑えられます。村民プールの年間指定管理料224万8,650円につきましては、令和3年度の社会教育課で計上していた積算になっております、これも。これに、職員の人件費の業務割合を10%として92万3,351円になりますので、差引き92万3,351円分の経費が抑えられます。大森プールの年間指定管理料167万8,950円につきましては、社会教育課で計上していた積算になっております。これに、職員の人件費の業務割合を10%として92万3,351円になりますので、差引き92万3,351円分経費が抑えられます。美術館の年間指定管理料1,119万9,000円につきましては、これまで企画展開催の経費として社会教育課で予算計上していたものを指定管理へ移行したもののほかに、人件費で41万4,000円の計上となっておりますが、職員の人件費の業務割合を30%として246万1,818円になりますので、差引き204万7,828円分の経費が抑えられるものであります。

次に、3点目の利用者側から見て利便性が向上になる点は何かということでもあります。各施設の利用状況はどのように判断しているかということでもあります。そして、施設の耐用年数はというご質問であります、この3点でありますけれども、万葉クリエートパークほか1公園については開園以来令和2年度末までで利用者は100万人を超えるなど、年平均5万8,000人ではありますが、100万人を超えるなど利用者からおおむね高い評価をいただいていることから、これまで同様のサービスを継続することはもちろんのこと、積極的な広報活動から普及啓蒙を図るとともに、より一層高い満足度を共有するため、利用者の声に幅広く意見を求めながらこれまで以上の満足度が得られるように努めてまいりたいと考える次第であります。そして、交流館につきましては耐用年数、これは20年から24年となっております、屋内運動場につきましては、平成10年に利用が開始され、令和3年度で23年になります。建物は金属造りでしっかりとした建物ですが、

天井の雨漏りやトイレの臭い、和室の畳の劣化など、細かなところに傷みが出てきています。今も職員でできる範囲の掃除や修繕などを行っていますが、細かなところまで目が行き届かないのが現状であります。指定管理をすることで、民間企業の知識と工夫を取り入れ、今まで以上に目の行き届いた施設管理が可能になると考えております。また、施設の安全面では平日、土日祝日など、村内のスポーツ愛好者の方々に日々利用していただいておりますが、ゲートボールやペタンク、野球など利用競技が様々で、土のコートに陥没の箇所ができてしまうこともあり、その影響で競技への支障やけがの原因にもなることもあります。これまで、2年に1度機械で整地作業を行ってまいりましたが、指定管理を行うことでこれまで以上のコート管理が期待でき、機械の整地作業も今までよりも費用が抑えられることが考えられます。

住民サービスという観点から申しますと、現在、平日の夜間、土日祝日の利用者は職員が事務所にいない状況で施設の貸出しを行っております。物の破損や事故などが起きた場合、役場に電話が来てそこから担当職員に連絡が来てそこからの対応となりますと時間がかかるため対応が遅れてしまい、結果、利用者に迷惑をかけることとなります。指定管理にすることで迅速な対応が図られ、利用者にとっても安全安心な管理運営が可能になると考えられるところであります。

村民プールと大森プールにつきましては、村民プールは平成12年、大森プールは昭和43年に利用が開始されました。夏季期間のみの利用のため、村民プールにつきましてはトイレ、更衣室等はきれいな状態となっております。一方、大森プールにつきましては、利用開始から50年以上経過しておりますが、施設の修繕等を行いながら現在も駒場、大森地区の児童が利用しております。これまで夏季期間の草刈りや除草、冬季間の凍結対策など職員で行ってまいりましたが、指定管理することで今まで以上に適切な管理が行われ、地域の方々に必要とされる施設を安全に長くもたせられるものと考えております。

また、住民サービスの向上の観点から、両施設で期間限定ではありますが、歩行教室などの事業を行い、スポーツ実施率の向上と健康増進など、地域の方々に健康づくりのきっかけになるように考えていきたいと思っております。

次に、各施設の利用状況はどのように判断しているのかとのお質問ですが、屋内運動場につきましては、平日の日中はゲートボール協会や老人クラブの利用で、平日の夜間はやまなみ野球スポーツ少年団の利用となっております。土日祝日は、やまなみ野球スポーツ少年団と成人の野球チームや、トヨタ東日本軟式野球部の利用が主になっ

ております。コロナ禍前の令和元年度の利用は、利用日数は116日で、利用団体数は145団体、利用者数は2,852名の利用で、1年の32.3%利用されておりますので、おおむね良好に利用されていると判断しています。

村民プールにつきましては、令和元年度の利用は開放日数は31日で、利用者数526名の利用で、大森プールにつきましては開放日数は31日で、利用者数は275名の利用になっております。村民プールは1日平均16.9名の利用で、大森プールは1日平均8.8名が利用されています。

次に、施設の耐用年数はとのご質問ですが、屋内運動場につきましては34年、プールは22年、美術館は50年の耐用年数になっております。

次に、4点目の施設の管理運営責任者である村長として今後の運営方針はどのように考えているかということですが、指定管理者制度は公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービス提供者を議会の議決を得て指定するものでありますので、今後ますます多様化する住民ニーズに対応するため必要と判断した場合には、公の施設を直営から指定管理者制度に移行することもあると考えておる次第であります。

以上、長々とお話をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を2時10分といたします。

午後2時00分 休 憩

---

午後2時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川 敏君。

3番（石川 敏君） 1回目の答弁で大分時間が経過いたしました。約半分の残り時間しかありませんが、今1回目の答弁をお聞きしまして私としては質問したことに対する答弁にはあまり聞こえ、感じ取られません。具体的な答えにはなっていないように感じられます。一般の現状を述べただけ。改めて、時間もあまりありませんので、的を絞って再質問させていただきます。

全施設については質問しません。体育施設、美術館とか、主に疑問に思った分について質問いたします。前回の全協で説明あったんですが、本日も終わった後に再度全協を開くということですがけれども、こういったことって普通あるんでしょうかね。私は非常

に疑問に感じます。一般質問で出しておいて、再度同じことについてまた全協で再度説明すると。何を説明なさるのでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私もおっしゃる意味がちょっとよく分かりませんが、全協、これから、今日の話でしょう、全協するのがおかしいっておっしゃいますけれども、明日の指定管理に係る議案がありますので、その説明を、先日全協やりましたけれどもその中でまだ理解を得られていない部分があるのではないかとということで、今回、本日皆様方に時間を割いていただいて全協で説明をしないと、こういうことありますので、理解できないっていても私も理解できないわけあります。何と言ったらいいかちょっと分かりませんが、私も。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今回の指定管理について、私のほかにもほかの議員も質問を出しております。やっぱり、本来であれば定例会開会前に再度説明して、理解していただくということが必要なんじゃないでしょうかね。やっぱり、足りないからまた再度説明するってことなんでしょう、まず開く目的としてはね。これでやり取りしても時間経過しますので、これ言いませんけれども、やっぱりこのような進め方というのは非常に問題あると思いますね。きちんと考えていただきたいと感じます。

具体的な中身に入りたいと思います。今回、指定管理施設で大衡城を除外します。その代わりではないでしょうけれども、体育施設、屋内運動場とプール2か所を新たに指定管理に入れようとしています。その答えについても、現状でその利用申込みとか、職員の体制が休日、夜間どうだこうだとありますけれども、住民側から見て施設の利用に当たっての今の現状がどうだからこうだとか、利便性がどうなるか、一般のでサービス向上にもなると言っていますけれども、それだけで指定管理施設に入れるって理由ってというのは乏しいんじゃないでしょうかね。あと、一番は経費の問題です。西部球場が多目的広場と合わせて、現在までが、端数は省略します、1,542万円ほど、年間。それに、屋内、プール2か所追加することによって3,095万円。倍の金額になります。そして、西部、多目的も、それぞれ今までの金額より増えます。そういう積算になっています。これって、業務内容ってというのは違いがあるのでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 業務内容については、そんなに大きくは、もちろん増えた部分について



は、新しく指定管理に入れた部分は当然業務内容は全く違ってまいりますよね。ですからそれはそれとして、多目的運動施設なりそういったものについては、あるいは西部球場、そういったものについては業務内容の変更はございません。しかし、これまで除草関係、芝刈り関係についての積算の方法がこれまでと違って来たということでもあります。あと、人数で計上していたものが面積で計上するというようなそんな変更はもちろんありましたけれども、大幅な、業務内容の変更というのはございません。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 業務内容、作業の内容で大きな変更はなくて、積算の仕方で金額がそんなような金額になったと。これって、一般的に考えて、そのとおりですって理解できますかね。まず、基本的にですよ、作業の仕方、仕事の仕方が同じで、積算単価の計算の仕方が1人当たり幾らから平米当たり幾らの単価に直したと、それで倍になりましたと。じゃあ、今までの契約、作業の積算というのは何だったんでしょうかね、そう思うんですよ。今までのやり方が間違っていたのかと。相手方からそういう申出があったのかどうか。その点はどうなんですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） それによつての増額になったことについては、私も実は違和感を持っていたところであります。これは、これまで除草の関係で、芝の除草ですね、それを平米3円でやっていただいております。それが除草から運搬、処理、廃棄まで含めた額をひくくめて3円でという話でやっていただいております。ただ、今回これを公募するに当たって、指定管理を公募するに当たって、今までまちづくりセンターのご厚意によつて3円で全部やってもらっていたということがあったんですけれども、今度は世界基準というのはおかしいですが、でもって公募しなきゃいけないということによつて、3円でサービスというのはおかしいんですけれども、皆やってもらっていたのを、やっぱり別々にしなきゃいけないと。公募するに当たってはですよ、公に公募するに当たっては。なので、一つ一つ精査していくと、3円が最後の廃棄まで含めてトータルで37円になるということが大きな増額の原因であるのご理解いただければいいのではないかと私は思っていますけれども。ただこれも、皆さんが、何でもまちづくりセンターなんだ、一緒なんだという今までの声もありました。なので、公募をするということを前提として物事を今度はグローバル基準で進めていかなければならない、そんな状況の中で、そういった積算を出したところでもありますので、ですから、3円でやっていたのを37円で、それを

すっぱり指定管理の管理料に持っていくのかということではなくて、さらにその契約の場合のとき、両者の話合いというものもする余地があるのではないかと私はこういう認識でいますので、どうかご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3 番（石川 敏君） じゃあ、今までの積算金額どうだったか、あるいは受け手側からの業務の報告書出されていると思うんですよね、収支の報告、作業に当たって、指定管理業務に当たっての、毎年。それで実際にもっとかかっている赤字になっているという状態だったんですか、違うでしょうね。そうはなっていないですよ、多分、会社の経理としては、恐らく。その辺が、理解されますかということなんですよ。そういった、今村長がおっしゃった単価が、これが何円ですか、3円が37円、そういう実際の数字そのものが。前回、5年前も指定管理業務の委託で、債務負担行為でいろいろ意見が出まして、附帯決議をつけられております、同じように積算の仕方についての質疑、議論が出まして。5年前ですから、今の村長になってからですので記憶にあると思うんですけども。その時点でも同じように積算の仕方、業務の内容、改めて精査して契約協定にやっていたきたいという意見が出されています。前回、どのような、実際に協定締結まで行ったんだったのでしょうか、その当時。記憶があればお答え願ひます。首振られています。課長でもいいですから。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 前回どのような内容だったかということの質問ですか。

議長（細川運一君） 特別認めます。石川 敏君。

3 番（石川 敏君） 債務負担行為で5年間の積算額を出していますよね。それでもって、議会で上限として議決したんですが、実際に契約した金額、多分それを下回っていると思うんですよね。ですので、実際に再積算して数字的に下がったりなんだりしたということが、実際にそういうことしたんですかという、そういう作業をね。

議長（細川運一君） ということだそうです。村長。担当に答弁をさせてはいかがでしょうか。

村長（萩原達雄君） 当時の担当課長、総務課長でありますから、総務課長に答弁をさせたいと思います。説明させたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長がご答弁なさるそうです。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 5年前の指定管理の指定、債務負担行為の部分で附帯決議が課されて行ったと。当然、債務負担行為の額というのは限度額でございますので、施設ごと

何%、その限度額に対して何%かというのはちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、当然その金額より下で、大体95から98ぐらいの割合で契約なされたと、当然協議の結果ですね、そういった形で契約がなされたと記憶しているものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） いずれの施設も、債務負担行為限度額よりは下回って、実際には契約を締結されているようです。それは確認していますけれども、ただ実際問題として、相手方会社側と協議やり取りして、そういう金額に落ち着いたのかなと思うんですけれども、やっぱり今回は上限額ということで積算額していますけれども、ただ金額設定の考え方そのものが私はちょっと理解しづらいですよ、そういうことで。何回やっても多分同じ答えになるんだろうと思うんですけれども。

あと、屋内、それからプール2か所の追加については、現在村で直営でやっている管理経費をそのまま移行なんですよ。そして、先ほどの答弁では、職員の人件費相当分が節約になるという答弁でした。これは、どうなんですかね。何%、金額に計算すると何円と言いましたけれども。じゃあ、しからは屋内運動場、人件費相当分で15%139万円、村民プール10%92万円、大森プールも10%の92万円、合わせて職員の人件費節約分が35%で324万円という答え言いましたけれども、どなたの職名の方の人件費で計算したのか、あるいは1年間、年間でこれらの維持管理に当たっている業務量、時間数から見て35%に当たっていたものかどうか、その辺の考え方もどうなんですかね、と思うんです。あと、美術館も話されました。美術館30%246万円と。人件費ね、節約分が204万円。それって何に基づいてこういう割合、金額を出しているんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 詳しくは担当に答えさせますが、基本的に、議員おっしゃったとおり、プール2つと屋内運動場については基本的に1職員の（不規則発言あり）35%を充てるということの案分したところであります。なので、そこから持ってきての、今言われた、さらにそれに、監督者的な、要するに上司ですね、上司の当然人件費等々もかかっています。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 人件費の積算に関しましては、体育施設それからスポーツ施設、少年教育を担当している主任クラスです。これに1人で担当はできませんので、給料の1.5で計算をしまして、これの10%になります。それに管理職として課長と課長補佐

2.5として村民体育館15%、室内運動場15%、村民プール10%、大森プール10%という試算で行いました。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 計算式としてはそういう式で計算するとこの金額ということなんでしょうけれども、実際に職員が社会体育担当者、屋外、プールにしても季節的な業務ですよ、年間通した業務じゃないはずですよ、果たしてこのパーセントが妥当なのかどうか分かりませんが、このような割合、このような業務分担のパーセントで人件費を計算するところですよと、ですからこうなりますと、それで皆さんがなるほどなど、住民の方も、そう思えばいいですよ。思いますかね。私はちょっと理解に苦しみます。実際のそれぞれの施設の維持管理にかかる経費、そんなになっていないはずですよ。直接かかる経費は、屋内運動場にしても、プールにしても。それ以上の今回の指定管理料として積算されています。実際に今かかっている経費イコールくらいだったら、まあまあそうかなと思いますよ、それは。あと、職員人件費なんかも含めて。ただ、その辺の整合性が取れるかどうかという、ちょっと疑問に思わざるを得ないんですよ。やっぱり、実際に相手方と契約締結するに当たって、どのように協議するか。それによって変わる可能性もありますけれども。これではちょっと、私としては理解できません。もう一度村長の考えをお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） どう言ったら分かっていただけなのか、私もちょっと今どういうふうに説明したら分かっていただけのかなと思いつつ考えていました。

例えば、プール一つ取ってみましょう。大森でもどこでもいいですよ、まずもってプール。プールを今までやっていた、直営でやっていた。それに100万円、材料代から薬剤代なんだから含めて100万円、仮の話ですよ、100万円かかっていたと。（不規則発言あり）ですから、100万円かかっていたと。ただ、人件費はゼロですよ。数字上はゼロ。計上上は。ゼロだけど、職員はそれに関わっているんですよ。ですからその職員の部分、職員の給料、日当の部分、それが節約になりますよと、こういうお話をしているんですよ。その100万円というのは、ですから委託料なんです。100万円そっくり今まで経費がかかっていた分、委託料に含めて委託しますからどうですかと。はい、いいですよと、そういう指定管理を受ける団体がいるということで、それではそのほうがいいのか。そうすると、職員の部分が、人件費が、全くかかりませんので、そういったことを

言っているわけです。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） じゃあ、職員に係る人件費が何%分か削減になりますと。しからば、その削減された業務量の事務分担というのはどのように考えるんですか。職員の事務分担というのは。人が減らされるのか、仕事なくなるのか。それはどのように考えるんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 当然、そう来ると思っていました。もちろんだと思います、それは当然だと思います。職員が手が空くわけですから。そうしたらどうするんだということではありますが、それは今大衡村はもちろん職員が100%充足しているわけではございませんから、ただ、それを減らすとかなんとかというのじゃなくて、社会教育の分野でこれまで以上に力を注いで、社会教育、成人教育、そういったところに力を入れていくということを、教育委員会でもおっしゃっておられますから、教育委員会でちょっと説明してください。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 人的な配置の部分につきましては、現在社会教育課、公民館合わせて5名になっております。ですが、令和2年までは7名でしたので、実質2名少ない状態で業務に当たっております。その中で、施設管理の部分に係る部分を、本来教育委員会がすべき生涯教育、社会体育、社会教育、そういったところに向けていくというところで、その人的なパワーをそちらに向けていくという必要があるということで、今回管理を頼めるところについては指定管理に持っていきたいということでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 社会教育課職員については、年度内にも人事異動で削減になっているということは私も理解していますけれども。今年度、あるいは前年度、いろいろなコロナの関係で事業なり行事がほぼほぼ中止になっています。ですので、業務量も大きく下がっているんですけれども、最初の以前の7名から5名で2名マイナスです。でも、実際の業務の中身というのはどうなんでしょうか。そんなに大きく減っているとは私は感じないんですけれども。そういうことで、ほかの社会教育の分野に力を入れると。じゃあ新しく何かをするのか考えているのか分かりませんが、そういった分野で。ほかの課に振り向けるというのじゃなくて、その担当の業務で充実させたいというんですけれど

も、ちょっとあまり時間ないんですけれども、端的にそういう考えがあるのであれば、ちょっと伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今、公民館の職員が最盛期よりも2名ほど減っているということは議員もご承知だと思いますけれども、今コロナの関係でいろいろな行事がないというのもおかしいんですが、できないということでの、そういった業務量がないといえませんが、しかしプールなりなんなりの管理、これについてはコロナであっても何にしても予算的に立てなきゃいけないわけでありますから、ですからこういうふうになっているわけであります。結果的に、それがもし、何だ今年も皆使えなかったべやといえればそれはそれで、結果論といえればおかしいんですが、そういうふうになると思います。ですから、何でそんなことということでは私ないと思うんです。あと、いいの。

議長（細川運一君） 質問者、いいそうですので。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 私は別に指定管理のやり方を否定するものではありません。指定管理、やっぱり施設によっては外部に委託していろいろな住民サービスなり経費削減なりできる部分はそれはそれでいいと思います。ただ、今の、今回の考え方、本来の指定管理の目的、考え方に合っているかどうか、それから見てですよ、私問題視しているのはその点の認識なんです。なぜ指定管理頼むのか。村のホームページにも指定管理制度を上げています。住民のニーズの多様化に効率的に対応するため、公の施設の管理権を民間に委託する、そして住民サービスと管理経費の削減を図ると。そういう内容で載っていますが、実際結果として考えた場合、見た場合、指定管理料の積算に当たっていくことを見た場合、住民サービスは向上するかどうかというのは相手方のやり方かもしれませんし、村の対応かもしれませんが、経費の面から考えたら決してそのようにはなっていないと判断せざるを得ないんですよ。削減しようとする意図が見えないんじゃないかと思うんです。どのように考えますか、村長、その辺は。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ですから、ここは認識の分れるところだと思います。どうして理解していただけないのか、私も理解できないというか。だって、今まで実際かかっていた経費をそっちにやって管理していただくんですよ。そうすると、職員の管理する部分がゼロになるわけですから。ですから、当然コストダウンになるというのはそれは明白ではないのかなと、私は思っています。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3 番（石川 敏君） 何回やり取りしても堂々巡りだと思います。この点は触れません。例えば、今後5年間指定管理出しますよね、各施設、追加する施設も含めて。中で、私問題だと思うのはプールなんですよね。5年間、果たして維持管理してもつのかどうか。5年間、そういった物使えるような状態にするためには、それなりの施設整備かかるんじゃないかと思うんですよね、いろいろな機械装置なり、設備の補修なり修繕なり、交換なり。そして、実際に利用する方々がどれだけいるか。私はやっぱりこの屋内とプール2か所は入れるべきではないと思うんですよね、今回も。考え方は違うでしょうから分かりませんが、そのように判断しますが、5年間の契約ということで問題ないでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私のあくまでも認識であります。村長、こんな程度の認識かななどと言わないようにしていただければと思います。というのは、施設が老朽化して使用不可能になるということは、もちろんこれは当然考えられます。その際に、じゃあ多額の経費をもってそれを修復してやるのかといった場合に、それは議論が分かれるところだと私は思っています。ですから、大森にプールはありますけれども、しかし遠隔地において大森だけにしかないんです。ほかのところはないです。ですから、あのプールが使用不可能になったあるいは莫大な修理費がかかるといった場合には、やはりそれは考えていかなければならない。そういった場合に、5年の指定管理を結んだんだから5年間金を払わなければならないんじゃないかというようなお話は、理屈的にはそう言えるかもしれませんが、施設がなくなった場合にはそれを解約できるようなそういうような条項も、私、村長の認識そんなところしかないのかって言わないでくださいよっていうのはそこなんです、できるんじゃないかなと思うんです。のでよろしく。

議長（細川運一君） 1問だけ許します。石川 敏君。

3 番（石川 敏君） 答えはいいです、求めません、時間にもなりましたので。今回の指定管理の更新に当たって各施設の指定管理料合計しますと年間1億3,870万円ほどになります。年間ですよ、各施設合計しますと。今までより540万円ほど追加になります。中には、大衡城、逆に1,100万円くらいマイナスです、かかりません、指定管理料には。ですので、5年間トータルしますと債務負担で6億9,450万円くらいの金額になってまいります。やっぱりこれだけの公金を必要とするわけです。ですので、指定管理の仕方、

それだけではありませんけれども、施設管理の経費のかけかた、かかり方、やっぱりきちんと考えていただきたい。考えていただきたいじゃないですよ、考える必要があると思います。村長はもちろんです、財政担当もそうだと思います。やっぱり庁内、そういう認識で予算執行に当たっていただきたいと、住民のためにもですね、そのように最後にお話ししたいと思います。答弁は結構です。

議長（細川運一君） いいですか。村長はいいですか。村長。

村長（萩原達雄君） 石川 敏議員のご意見、本当に共鳴するところ多々あるわけでありまして、ぜひそういったご意見を心にしながらやってまいりたいと思っております。今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（細川運一君） 通告順4番、小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 通告順位4番、小川ひろみです。通告に従い、一問一答でご質問いたします。

初めに、大衡城について今後の考えはと題しご質問いたします。

大衡城は、現在大衡城青少年交流館と名称が変わりましたが、平成9年にGLAより1億9,600万円で取得し、あわせて工事費3,078万円の改修をしております。その後、クリエートパークの造成に係る自衛隊部外工事の隊員宿舎として平成12年まで活用、また平成13年にはみやぎ国体の選手食堂として利用され、このため簡易的な改修費250万円、そして国体後から平成18年まで生涯教育施設として利用、通学合宿などに活用しております。平成17年には大規模改修として8,450万円、平成18年には一部改修730万円、買取り取得から改修等を含め3億超えの経費がかかっております。平成19年以降は、万葉まちづくりセンターへの指定管理となり、平成19年から平成23年には年間1,258万円、平成24から平成28年には年間1,270万円、平成29年から令和3年には年間1,136万円の指定管理料で契約をしております。令和4年には指定管理とせず業務委託での管理になるという委員会、全員協議会での説明でありましたが、今後どのように考えていくのかをお聞きしたいと思います。

①老朽化はどのように把握しているのでしょうか。

②業務委託の方法と管理はどうなるのでしょうか。

③現在、大衡城青少年交流館という名称であり、使用用途が限られております。幅広く用途変更はできないのでしょうか。



④ネーミングライツを含めての企業への働きかけをしてはどうでしょうか。

⑤これからの在り方を考える検討委員会等の考えはあるのでしょうか。

村長の考えをお聞きいたします。

次に、デジタル技術で地域活性化をと題しご質問いたします。

国では、11月にデジタル技術を使った新サービスなどを普及させ、人口減少が進んでも便利で豊かな生活を維持することが重要であり、デジタル技術の活用で地域の個性を生かしながら活性化し、持続可能な経済社会を実現していくよう、新たな交付金デジタル田園都市国家構想推進交付金を創設予定で、地域活性化に取り組む自治体に財政支援をするということです。これからの国の動向を注視し、持続可能なまちづくりを目指すよう、交付金を活用した新たな取組を考えてはどうでしょうか。

①本村のWi-Fi環境整備の進捗業況はどのようになっているのでしょうか。

②デジタル技術に特化した人材を取り入れる考えはあるのでしょうか。

③デジタル化で長く住み続けられる地域づくりを考えてはどうでしょうか。

以上、2件の質問について村長の考えをお聞きいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 教育的見地から、教育長に答弁をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） それでは、小川ひろみ議員の大衡城についての今後の考えはどの一般質問にお答えをいたします。

1点目の老朽化はどう把握しているのかとのご質問ですが、大衡城青少年交流館は小川議員がお話しのとおり、過去において様々な改修をされており、平成22年にも浴室の外壁と内装、1階会議室のサッシの交換、屋根の塗装等、そういった改修工事も行っております。この青少年交流館は、昭和45年の建築で、これまでシロアリの被害によりまして玄関と1階廊下の玄関付近、あるいは調理室付近の2か所で床のへこみが見られるほか、雨漏りへの対策としてこれまで外壁や天井裏からコーキング処理を行っておりますが、現時点におきまして1階の玄関入り口付近や事務室等、自動販売機を置いている周辺、1階の女子トイレのところで雨漏りをしている状態といった形になっております。また、民族資料室につきましては、特に雨が降ったときになりますけれども、床に水滴がたまるような状態というような形になってございます。

2点目の業務委託方法と管理はどうなるのかというご質問でございしますが、施設の利

用は今までどおりの利用体系ということを基本的としますが、受付業務につきましては社会教育課で行う予定としてございます。青少年交流館の令和元年度の未利用日数につきましては、年間185日と1年の半分が利用されていない状態となっておりますので、常駐の職員というのはいらないで、施設を利用するときのみ鍵の開け閉め等をその要請に基づいて、その部分を業務委託で行うというように考えております。また、日常清掃につきましても業務委託で週に2回程度ということで、中の清掃を行っていくというような考えで今のところでございます。民族資料展示室につきましては、令和元年度の利用者は1,521名の利用があります。展示室の見学のみ利用ということとなっております。令和4年度からは、電話やメール等で見たいという予約を受付をいたしまして、それに基づいての開放をしていきたいと考えてございます。

3点目の、現在使用用途が限られているが、幅広い用途にできないかのご質問ですが、使用の対象は学校が行う学校教育活動等、社会教育機関関係団体が行う社会教育活動、またその他の団体行動としては企業やサークル等での利用など、村内外からの利用をしていただいております。今後もこの使用形態は継続してまいりたいと基本的に考えております。

4点目の、ネーミングライツを含め企業への働きかけをしてはとのご質問ですが、ネーミングライツを導入するメリットといたしましては、施設維持費の軽減が挙げられます。新たな収入を確保することによって、施設の管理運営のための財源として有効活用することは重要なことであると認識しております。事業者の方々に企業PRや地域貢献などの場の提供を図るために、この施設命名権、ネーミングライツの導入を検討することも必要なかなと考えているところでございます。

5点目の検討委員会等の考えはとのご質問ですが、検討委員会の設置につきましては、広く意見を聞くことは必要と考えてございますので、現施設の利用状況や立地状況を総合的に勘案した上で、令和4年度中に今後の施設の在り方等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

1件目につきましては以上でございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 次に、2件目のデジタル技術で地域活性化をとの一般質問にお答えいたします。

1点目の、本村のWi-Fi環境整備進捗はとのご質問であります、国では令和2

年9月16日にデジタル庁を発足させるなど、これまで以上にデジタル技術の普及推進を図っており、今年11月11日には地方からデジタル化を進め新たな変革を起こし、地方と都市の差を縮めていき地方活性化を推進するため第1回目となるデジタル田園都市国家構想実現会議が開かれ、デジタル基盤の整備とともに地方での仕事の確保や教育、子育て、医療などの課題解決のため、デジタル化に取り組んでいくこととされたところがあります。

なお、村内の公共施設のWi-Fi環境は、今年度において役場庁舎、福祉センター、公民館の整備を行っており、また昨年度は教育委員会においてGIGAスクール構想に基づいて小中学校のWi-Fi環境を整備しているところであります。

次に、2点目のデジタル技術に特化した人材を取り入れる考えはとのご質問であります。国では様々な行政サービスをオンライン化するだけでなく、デジタル技術やデータを活用して利用者目線に立った新たな価値を創造することに取り組んでおります。村といたしましては、今後より専門的な知識を持つ人材が求められることが考えられますので、今後の方向性を見極めながら、宮城県デジタルみやぎ推進課に配属されているデジタルみやぎ推進アドバイザーの助言を得ることや、国の地方創生人材支援制度の活用などを考えていかなければならないと思っているところであります。

次に、3点目のデジタル化で長く住み続けられる地域づくりを考えてみてはとのご質問ですが、1点目で答弁いたしましたデジタル田園都市国家構想実現会議でも取り上げられている地域の課題を解決するためのデジタル化が示すとおり、一言で地域課題といってもその地域の実情により様々な取組が必要となってくることから、村内の課題解決に最も適した技術が何であるのか情報収集を図るとともに、村単独で解決できない課題があれば近隣市町との連携を図ることなども考えていかなければならないと思っている次第であります。

以上であります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を3時10分といたします。

午後3時00分 休 憩

---

午後3時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） 大衡城青少年交流館は現在指定管理でありまして、まちづくりセンターが業務を担っております。非常にすばらしい管理体制でありまして、外であれ中であれ本当にきれいだなと思っているところで、改めて私の立場からまちづくりセンターの管理に対してやっぱり感謝を申し上げたいなと思っているところであります。

大衡城青少年交流館は、GLAから取得に当たってどんな状況であったのかと思って、議会の平成9年のときの広報紙を見させていただきました。様々な議論があったこととは思いますが、村長もそのとき議員だったはずです。写真もありました。取得に当たって、平成9年度議会予算においては大衡城はシンボルとし、民族資料館の検討と多面的な有効活用と考えていたようです。約25年がたって、老朽化は顕著になっている状況だという答弁でありますけれども、老朽化による安全点検を行っているとは思いますが、これからの使用としてどの程度の年数が可能であるのかと考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 青少年交流館でございますが、大衡村の公共施設個別施設計画の関係で、大衡城青少年交流館の関係は大規模な改修は行わないということになっていきます。現在、先ほども教育長が申し上げていましたが、老朽化による雨漏りは結構頻繁にあります。先ほど小川議員もおっしゃいましたが施設の管理が行き届いていまして、外も中もきれいな状態ですので、今すぐもう使えないとは私は感じていませんので、使えるうちは利用していただいたほうがいいかなと、私なりに思っておりました。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） 今の答弁ですと、使えるうちは使うという答弁だと思うんですけども、やっぱり今度指定管理から業務委託という形にするというので、やはりその課内においてもやっぱりいろいろな議論があったと思うんです。その中で、やはりどのくらいの年数が本当に使用可能ということも、ちゃんと考えていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その辺についてもう一度お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 令和3年3月に個別施設計画というのをつくっております。その中で老朽化等について検査といいますか調査を行っております。その結果に基づいて、大規模な改造、改修等は行わないで、それで当面維持という評価になっております。その

中で、現在の青少年交流館が年間半分くらいしか使わない、少ないときは3分1くらいしか使わないというのが実態なものですから、この個別計画の中でもこの施設そのものの存在意義といいますか利用といいますかそういったものについては、ほかとの統合であるとかあとは廃止等も含めた形で検討するというような文言、書きぶりになっておりますので、そういったものも含めながら、これから当面というのが何年かというところについては今現在何年とは明確に申し上げられないんですが、方向性として、村の施設の方向性としてそういったものが出ておりますので、それに向けた形で令和4年度中にこの方向性を見いだしていきたいということで令和4年度は外したというものでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） では、民族資料室ですね、こちらも雨漏りがやはり雨が降ったときには床に水滴がたまる状態にあるということでありましてけれども、展示品などへの影響、このようなものはどのように把握しているのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 民族資料室ですが、水滴がたまるのは雨が降る時だそうです。

民族資料室そのものの展示には影響は出ていません。壁にまでしみるような感じではないとお聞きしております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） お聞きしておりますということは、行って見たことはないと私捉えてよろしいのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） すみません、雨の日に資料室はまだ見ていないです。そういう状況でございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） やはり、教育委員会としてこのような状況だということが分かるのであれば、その状況把握、雨の日にでも行ってみることは必要ではないのかなって、これからやはり施設の管理、方向性を見つけるためにもですね。もしかすると、これは別の場所に移動しなきゃいけない部分もあると思うんです。もしかしたら大衡城が、まだまだ質問あるときに言いますけれども、解体しなきゃいけない、そういう部分になったとき、村民の方々から寄附していただいたいろいろな資料、民族資料の部分を絶やすわけには

いかないと私は考えるわけです。そのときに、移動もしなきゃいけない部分も考えたら、やはりちゃんとした把握は必要だと私は思っております。その件については、後でまた何かのときに聞くかも分かりませんが。

次の第2点目に行きたいと思います。受付業務について、社会教育課で行う予定としているということですが、年間経費、これはどのくらいと考えているのでしょうか。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 受付業務はこの答弁にも書きましたとおり社会教育課で行います。実際に利用するとき、村とか教育委員会とかで使用するときは職員で対応できるんですが、一般の方々や企業やサークルの方に貸出しするときは、委託業務での委託を考えておりますが、すみません、具体的な数字まではまだ把握していませんでした。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 業務委託をして、業務委託で配置、鍵の開け閉めをしていただいて、あと週2回での掃除も業務委託ですってということでの積算としては、どのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） これまで毎日常駐しておりまして、水曜日のみ休みでした。それが大幅に減ると思いますので、すみません、数字的にはちょっと申し上げられませんが、施設を貸出しするときの経費の面は少しは安くなるのかなと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 現在、水曜日休みです。受付業務として社会教育課として電話とか予約をいただいたときだけ開けるという感じにはなるというようなことなのかなと思うんですが、何曜日と何曜日は開館という形できちんとした曜日設定をすることがいいのではないかと私は思うんです。そういうことによって、やはり業務を委託する上でいろいろなお金の積算もできるのではないかと。不透明な中で、この委託をするというのはちょっと違うのではないかなと思うんですが、その点についてお伺いいたします。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 確かに、休みの日とかも決めなきゃいけないと思います。これまで水曜日でしたが、その辺も考えて週1回にするか、週に2回にするか、休館日を設けて

は実施したいと考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） やはりその休館日というか、きちんとした曜日を、何日は開館しているということを明確にすることによって、来館する方々も来やすいと思いますし、また資料展示室の分については電話やメール等で予約をいただき開放したいと考えているというような答弁です。やっぱり、大衡城は来客はちょっと足を、大衡城が見えますのであそこ何だろうと思ったときに急に行くことがほぼではないのかなと。予約してまで行くというような感覚を持った施設であればまた違う利用の仕方もあったらうし、そういう部分を考えてこのような形ではやはり難しいのではないかと思いますけれども、やってもやらなくても同じになってしまうのではないかなと思いますが、その辺はどのように把握していますでしょうか。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） これまで、青少年交流館の資料室にお見えになる方は、会議なんかのついでにとか、サークル活動のついでに見るということはほとんどないそうでして、1年間の統計を見ましたところ、春先の花見のときが一番多くて、花見をしたときについでにという言い方はちょっとあれかもしれませんが、展示室があるということでご覧になる方が多いそうでした。やっぱり、予約受付も最初はそれでやっていきたいと思いますが、住民のニーズとか、お客さんのニーズも見ながら、いろいろ変更してよい方向に進めていきたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） やはり会議とかそういう施設を利用した人が見るのではなく、花見とかユリが咲くとき、あと緑の本当にきれいなとき、あと竹の笹のとでもきれいなとき、やっぱりそういうときということは、本当に時間があってちょっと見たいからというか、通りすがりの方となれば常駐していなければなかなか難しいと私は考えるんですね。やっぱり、そういう中で先ほど言ったように何曜日と何曜日は開館、あとは水曜日だけの休みではなく週3日とか4日でもいいと思いますので、そのようなことで、ニーズに合わせて次々変えていくというより最初から、もう4月の段階でそういうような日程を決めていくということが必要なんじゃないかなと私は考えるんですが、どのようにお考えでしょうか。もう一度お願いいたします。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 確かに、休館日、青少年交流館ですので土日祝日は利用される  
のが多いことになっていきますので、平日に1日、2日、3日と休みを設けて、週末に集  
中するような利用の仕方がいいのかなとは思っております。いろいろ検討してまいりた  
いと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 現在、使用目的が限られていまして、営利目的とかそういう部分では  
使われない状況になっております。やはり今、ニーズを見てみるとワークショップなん  
かにも使いたいよねという方々もいらっしゃるように私は把握しております。そんな中  
で、やはりこの用途変更といいますか、そういう部分、ワークショップにでも使えるよ  
うな要項を考えることはどうでしょうか。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） ワークショップ、例えばだと思うんですが、すみません、青少  
年交流館という名前ですとちょっと厳しいのかなと思いますので、利用者の方も考えて  
のことになれば、交流館という名を違う形にするとか……（「最後まで一回答弁してく  
ださい」の声あり）確かに、そういうワークショップなんかを使うのも一つの手だと、  
一ついいと思いますので、その辺も検討しながら、今後の在り方を進めていきたいなと  
思っております。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 今後の在り方に関係するところがございますので、私からもお話しさ  
せていただきますけれども、青少年交流館ということで今教育施設という位置づけにな  
っております。先ほど、初めの答弁でもあったように、半分とか年の3分の1しか実際  
に使われていないというところで、そういったところに目的外という形になるかと思う  
んですけれども、そういった用途で使いたいということになったときに、大衡城でなく  
てはいけないというところがあるのかどうかということも今後の施設維持等について  
関連してくるところでございます、そういったところが、公民館ですね、研修センタ  
ーであるとか、あと今回多目的施設ということでケアハウスとか入っていますけれども、  
そこにも1室ございますので、例えばそういったところをお使いになるということであ  
ると、そちらのほうを、用途変更とかそういったことをかけなくてもニーズに応えられ  
るという形なのかなと。そういったところを総合的に判断する時期に今来ているんだと  
いうことをご理解をいただきたいと思っております。



議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） 大衡城自体が、サークル活動や社会活動の団体活動としていろいろ使える、村内外からも利用していただけるんだってということが分からない方々が多いわけです。結局、今まで指定管理でやっていただいておりますけれども、そういうことがこのような方で使用目的があるんだってということさえ分からない方々もいらっしゃいます。やはり、そのところはPR不足だったと思うんですね。使用されなかったという部分、コロナ禍ということも今回すごく2年間続けてのいろいろな部分があったと思うんですけれども、やはりそういう、今教育長が言ったように縛りを少し外して、ある程度用途を、あとどのくらい使えるか分からない、老朽化によって改修も何もしないってするのであれば、私は縛りを外していろいろな方々に、最後の締めではないんですけれども使っていただくということも必要なんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） そういったお考えも当然あるのかなと思います。ただ、先ほど申したように設置目的があって条例設置されている建物でございますので、そういったところの規定もクリアしないと、はい来たということ貸せるという代物でもございませぬので、そういったところを検討していくに当たってもやはり全体的なところを勘案しながら検討していかなくてはいけないのかなと。今までのPR不足がどうのということになってくるとまた話はちょっと変わるんですけれども、これからそれをいろいろなことに使えますよというPRを例えばするのであれば、当然それは方向性とか規定が整っていないとできないものですから、今時点で使える内容の会議とかですね、そういったものについては当然PRすることは必要だと思いますけれども、基本的なところの考えについては今後に向けての検討段階だということでご認識をいただければと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） ぜひ、今後のそういうような部分で検討をしていただきたいと思います。

また、ネーミングライツについてですが、やっぱりこれももっと早めに、導入するのがメリットがあるんだと、私が質問して答えがこのように返ってきているのであれば、もうちょっと早めにいろいろなところにこのような導入に対しての、これもPRですね、そういうことも必要だったんじゃないかなと思うわけです。そして、企業型ふるさと納

税ということもありますので、この大衡城に対していろいろな支援をしてもっと使えるようにしていこうという企業がもしかすると現れるかもしれない、そういう部分のニーズをやはり汲み取った上でいろいろな情報提供、そういうことも、企業への情報提供やクラウドファンディングですか、そういう部分も必要だったのかな、それとも必要なのか、これから、そういう部分についてお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） ネーミングライツ等については、当然その収益、広告料といいますか収入が入りますので、それを充当するということがその施設維持に充てるということは非常に有効なんだろうと思います。今までしてこなかったということはあるんですけども、今からそういったことをしようとしたときに、今の段階でこれからどうしようかという検討をする段階の中において、例えば1年とか2年とかのネーミングライツということで、今コロナもありますけれどもあまりイベントとかそういった大きく広告ができるような集まりがなかなか難しい時期でございますので、今の時期ということも考え合わせながら検討をしていかなければいけないのではないのかなという認識でございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） やはりそういういろいろな、今まで質問した部分も含めて、やはり検討委員会、そういう部分を幅広く皆様からいろいろなご意見を聞くということの必要性は、本当に必要だと思いますので、その辺についてはいつ頃設置をするのかとか、そういうことへの考えはあるのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） まだ具体的にいつ頃ということではなくて、そういったいろいろな内部の検討といいますか、そういったところもある程度いろいろ案を持ちながら、そういったものを提示して、そういったことに対する意見であるとか自由な意見であるとか、そういったものを集めていくというほうが意見も出やすいのかなということもありますので、何もなくて皆さん集まってください、意見を言ってくださいよりは、そういった内部的なところをちょっと固めるといいますか、ある程度案を出してからということやっていければと思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） その検討委員会の在り方ですね、それで決断をするときがやはり来て

いる部分もあるのだろうなと思っています。そこで、村長にこの件について、大衡城の存在意義、村長はどのように捉えていて、これからの方向性をどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 大衡城の存在意義とこれからどういうふうなそれを維持していくのかというようなお話だと思いますが、皆さんご承知のとおり大衡城はもともとは民間施設でありましたけれども、その後大衡村として、経緯いろいろありますけれども述べませんけれども、大衡村として取得しまして、それからいろいろな用途に供してきたところがあります。大きくいえば、自衛隊の部外工事の宿舍等々、あるいはその後平成13年みやぎ国体の際には選手の食堂として利用した経緯がありました。そんなことで利用しましたけれども、その後は今管理しているとおりの用途に使用しているところでもあります。総じて、この部外工事そしてみやぎ国体の使用に供した後は今の青少年交流館としてやっているわけであますけれども、まずもって存在意義というのはどういうものかというところ、やはりあそこは大衡城という建物が遠くから、そして国道沿線からくっきりと際立った大衡村のシンボリックな存在であると思っております。夜間のライトアップなどもありまして、やはり大衡といえばあの大衡城っていう城みたいなところですかと、こういうように言われておりますけれども。近年は、大衡村というとトヨタの本社あるところですかと、今言われますけれども。そういったことで、大衡村のシンボルとしてまず第一義的には今存しているということだと思いますし、ただ、これも先ほどのお話があるとおりの老朽化が激しくなっております、そもそも3階の部分は、本当に一番いい展望室みたいなところが使用禁止ということになっております。なので、存在意義としてそういった位置づけではありますけれども、実際の使用する側に立っての本当に一番いいところが使えないという状況になっております。先ほども、教育課のほうからもあったように、しかしながら大規模改修もしないということの結論が出されているようでありますから、私もそれを尊重して、教育委員会の判断でありますから、そういったことを尊重して今ここに至っているわけでありまして、皆さんから何らかの画期的なアイデアがあったら、ぜひお聞かせを願えればなと思っていますところでありませぬ。

以上であります。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） 国道4号線を走る車はやっぱり大衡城を目にして、シンボルというか、そういう目にする方がいて、やはり25年近く前に大衡城をシンボルとして取得したことに賛成した方々に私ちょっとお聞きしてまいりました。そうすると、やはり残してほしいという意見ということと、維持管理に多額の税金がかかるのであれば早めに解体して、縮小したレプリカというか、ちょっとしたお城みたいな形のあずまやみたいな形でもいいから、そういうのにしてもいいんじゃないかということも言ってくれる方が、私今回この一般質問をするに当たって言ってくれる方もいらっしゃいました。やっぱり、多くの人々が大衡城というのは大衡に来たとき、4号線からも457からも見える、また戦車道からも見えるわけですね。3本の路線からくっきりときれいに見えるところでありますので、やはりそのところは慎重に。幼稚園跡地もそのままに10年間、老朽化したということでその方向性がなかなか見いだせなくてそのままになってしまって、何か本当に草ぼうぼうの廃墟みたいな形になって、今はとてもきれいな、ちゃんと存在するようになりましたけれども、やはりそういう部分でも、それも何年もつかも分からない状況になるわけですね。やはり、そのところで、やっぱりこれから村長の決断というのが大事になるかと思しますので、そのところもう一度決意といたしますか、その辺をお聞きして、この質問は終わらせたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当に、悩ましい問題でありますね。今、まさに元幼稚園跡地のお話も出ましたけれども。大言壮語を申し上げるつもりは全くありませんが、ある方が、大衡城から幼稚園の前の森、あそこ大衡の所有になりましたので、ご寄贈いただいてですね、あそこから一帯を、昔の大衡城に殿様がいたらしいですけれども、大衡治部大輔さんでしたか、戸田さんでしたかちょっと私、定かではございませんけれども、そういった方々があそこで、あの八幡様のところの森はその馬の練習場というんですか、そういったものにもなっていたんだというお話も聞いておりますが、そこを一帯にして、大衡城から橋を造ってそこになんていう、ですから先ほどそんな大それたことを申し上げるつもりはないと言ったのはそこなんです、そういうこともいいんでないかやというような人もおられます。私から言うと、ちょっと夢物語に近いのかなという話というか考えもあるわけでありましてけれども。でありますから、とにかく今のところは使えるところは使つてと、こういう教育サイドでそういう話をしましたけれども、まさしく大衡村のシンボルとして外観、景観を保持しながら、もちろんちゃんとした手入れもしながら、

手入れというか大規模改修じゃなくて外観の手入れですね、そういったものをちゃんと  
して、やはり国道4号線を往来する皆さん、あるいは村民の皆さんが下から見ても、上  
から見ても、すばらしいところだなど、そしてここがまさしく大衡村のシンボルだなど  
というような、そういう実感を持ってもらえるような施設にして、中身を利用するしない  
はまた別としても、外観をちゃんとした形で保存しておけばいいのかなど。そういう  
ふうにはか答えようがないと言っても過言ではないのかなど思っていますので、よろし  
くお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 次に、2件目のデジタル技術で地域活性化をについてお尋ねしたいと  
思います。

庁舎内ですね、こちらの公共施設、Wi-Fi環境、今回一般質問通告いたしましたら、  
今年度において庁舎、福祉センター、公民館の整備をしていくということでありま  
すけれども、今どのくらいのWi-Fi環境になり、経費はどのくらいかかるのかお尋  
ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 総務課長に答弁をさせたいと思います。企画か……。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、庁舎内におきましては、1階のロビーに最初みやぎ

Wi-Fiというのを設置しました。その後、庁舎内のタブレット等の導入等の計画も  
ありましたので、その後アクセスポイントを6か所ほど、1階から3階まで追加してお  
ります。それらにつきましては、6か所の経費が90万円ほどかかっておりますので、1  
か所当たり十五、六万円ほどとなっております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 私たちもこのタブレット、デジタル化に向けてタブレット導入して、  
今議員は持っているわけですが、執行部のタブレット導入はどのような形になる  
のかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 執行部の関係についても既に発注はしておりますが、これ世界的に  
同じなんですけれどもいわゆる半導体不足の、部品不足でなかなか供給が追いつかない、  
タブレットですね。ただこの間、先日連絡が来まして、年内中にはいわゆる執行部の部

分の16台は納入できるというお話を承って承っていましたので、年内中にはタブレットの導入はなされるというところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 議会などのインターネット中継、そういうものはどのようにお考えですか。議会中継、インターネットの中継などはどのようにお考えでしょうか、デジタル化に向けてですね。

議長（細川運一君） 第一義的には議会のことですがけれども、その点についてもお聞きしたいということね。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今現在、議会中継というのは下のテレビで、オンラインというか、すぐ中継できるような形になっておりますけれども、将来的に、まだどういった方向性を示せるかどうか分かりませんが、ユーチューブか何かで、そういった形ででき得るのであれば、そういった部分も検討していきたいと思っておりますが、今現在このようにしたいという考え等は今のところ持ち合わせておりませんが、そういった方向で考えられればと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） そのような形で、やっぱり今はインターネット中継どこの地域でもやるような形になっていきますので、そういうような方向性もぜひしていただきたいと思っております。

また次に、特化した人材を取り入れる考えはということで質問しておりますけれども、やはり今、本村ではマンパワー不足と言われておって、なかなかデジタルに関する専門的な知識というのは難しいところもあるのかなと思っております。職員の方々もとても優秀な方で、そちらにたけた方、精通した方々もいらっしゃると思うんですが、やはり誰かが主導して、指揮を持ってやるためには、そちらに精通した本当に特殊な、都会からの地域おこし協力隊なんかでもそういう部分もありますけれども、特殊な能力を持った人を取り入れる、外部登用するというのが今からは必要だと思っておりますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 地域おこし協力隊、過去にも一般質問等で質問がございました。そのときは、農業分野とかそういった部分での地域おこし協力隊というお話もございました。ただ、今回の部分については、そういったデジタル化に精通した方等々の地域おこ

し協力隊というのもありなのかなと思っております。あと、うちの村ではありませんけれども、亘理、山元でしたか、ちょっと町は定かではありませんが、リコーの60前の職員を雇用というかそういった形もなされている町村もありますので、そういった事例もちょっと参考にしながら検討していきたいとは思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 今、課長が言ったように先月、違う地域ではありますが、角田や白石でもコニカミノルタと行政事務効率化と生産性の向上を図る目的として協定を結んでおります。やっぱり、課題を洗い出して、改善提案をしてもらうためということで、業務のプロセスを再構築して職員の配置の適正化だとかそういうものを目指す部分として、企業の力をお借りするという事で締結を結んでいるようです。大衡でも、企業がたくさん来ておりますので、そういう手を借りることも必要ではないかなと思いますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今すぐ採用とかそういった協定を結ぶとは言えませんが、そういう選択肢も当然あるという部分でありまして、なおさら我々50過ぎの人間についてはデジタルでなくてアナログの人間でございますので、そこら辺の部分については、地域おこし協力隊も含め、そういった部分で研究、検討していきたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 長く住み続けられる地域づくりとしては、やはり本村でも鳥獣対策についてほかパトのデジタル化も登用してやっている状況です。そんな中で、この間の委員会の報告でもなかなかそれが機能が難しい状況、そして見回りのためにやったにもかかわらず、なかなか、まずその見回りをする回数も減らない状況という部分もあるという報告もあります。やはりそういう部分も、課題も解決するためにも外部の登用ということが必要になってくると思うんです。また、これからは農業部分でもスマート農業の水の管理、様々な部分でデジタル化がどんどん進んでいって、今私たち10年後はどういうふうになっているんだろうっていうような時代の変化が著しくなっています。家庭においても、冷蔵庫の中身があって今日は献立これですよ、またスマートフォンにおいて車もエンジンがここにかけられる、そういうような状況に今なっています。やはり、そういうことを前前と進んでいけるような人材の確保、そういう部分をこれから考えて

いっていただきたいと思います。最後に村長の答弁伺って終わりにします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ただいま、総務課長がアナログ人間だと、まさしく私もアナログの典型的な人間であります。しかしそのいろいろな意味でIT関係等々、今デジタル化ですね、そういったものは社会の風潮でありますから、そのための例えば本当に人材ですね、そういった人材を中途採用でもいいから採用して、そして職員の皆さんやら、我々にもすぐ活用できるような、そんな指導というんですか、指導的なものをできるような人間が採用できればいいのかなと思っておりますけれども。ただやはり、これは人材登用のルールなりがありますし、そういったことも整合性を高めて、整理してですね、ですから大衡村にもIT関連の企業もございますので、そういった方々の例えば人材、ただ、そうなってくると待遇面でもやっぱり、いろいろな面で、安ければ来ないべし、高ければ議員の皆さんから今度ブーイングも来るし、なかなか大変なところがあると思うんです。でも、基本的な考え方はそのとおりだと思います。やっぱり、デジタル化を進めていくためには、それに精通したリーダーが必要だと私は思います。庁内にもそういったリーダー的な人もおられますけれども、外部から新しい目で、フレッシュな観点から、そういったリーダーが得られればいいなと私は思っておるところでありますので、もしそうなったときにはぜひ賛意を示していただければと思っております。

以上であります。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。

これで本日の一般質問を終わりとし、引き続き明日も一般質問を続けることといたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本日の日程はこれで全て終了をいたしました。

散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後3時53分 散 会